

子ども・子育て会議（第31回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第31回）

議 事 次 第

日 時 平成29年 9 月 8 日（金）14:00～16:30

場 所 中央合同庁舎 4 号館11階共用第 1 特別会議室

1．開 会

2．議 事

（ 1 ）基本指針の改正案について

（ 2 ）国家戦略特別区域小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について

（ 3 ）その他

3．閉 会

西川参事官 それでは、定刻となりましたので、第31回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。会長選出までの議事進行を務めさせていただきます、内閣府子ども・子育て本部で担当の参事官をいたしております西川でございます。よろしく願いいたします。

委員の御出欠について報告申し上げます。委員の名簿につきましては、資料1としてお手元にお配りしておりますけれども、6月に内閣総理大臣から発令をいたしております。

なお、本日は柏女霊峰委員、佐藤栄一委員、徳倉康之委員、尾木まり委員におかれては、御欠席です。

また、関美津子委員、安永貴夫委員、葛西圭子委員におかれましては、御欠席ですが、代理として、新山裕之様、重富健太郎様、久保絹子様にご出席いただいております。

本日は、全委員25名のうち20名、専門委員7名にそれぞれ御出席いただいておりますので、御報告申し上げます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおりお配りしております。委員の方から御提出いただいた資料につきましては、参考資料として一括してとじておりますが、奥山委員から提出いただいた資料につきましては、別途1枚紙として一番下に配付させていただきます。漏れなどがございましたら、随時事務局にお申しつけください。

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開する観点から、毎回動画を収録させていただき、内閣府ホームページで公開させていただきますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、会議の運営につきまして、私から説明させていただきます。委員につきましては、第3期の子ども・子育て会議委員、専門委員を任命させていただきます。時間の関係上、新たに任命された方を御紹介させていただきます。

小室淑恵委員が退任されまして、一般社団法人営業部女子課の会代表理事、太田彩子委員が着任されました。

佐藤博樹委員が退任され、一橋大学経済研究所所長、小塩隆士委員が着任されました。

宮島香澄委員が退任され、産経新聞社編集局文化部編集委員兼論説委員、佐藤好美委員が着任されました。

また、専門委員として、稲見誠委員が退任され、一般社団法人全国病児保育協議会会長、大川洋二委員が着任されました。

松井等委員が退任され、埼玉県草加市教育委員会教育長、高木宏幸委員が着任されました。

次に、事務局の出席者につきまして、内閣府の河内内閣府事務次官においては、おくれたの出席となります。

幸田内閣府審議官より一言御挨拶申し上げます。

幸田内閣府審議官 本年7月に内閣府審議官を拝命いたしました、幸田でございます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより子ども・子育て支援新制度の着実かつ円滑な実施につきまして、御指導、御支援を賜り、感謝を申し上げます。

本会議におきまして、皆様からの忌憚のない意見をお聞きしたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

西川参事官 この夏、事務局において人事異動がありまして、内閣府子ども・子育て本部統括官に小野田壮が着任しております。

そのほかの事務局の人事異動に関しましては、机上の座席表をもって紹介にかえさせていただきます。

次に、本会議の会長の選出に移りたいと存じます。会長は委員の互選により選任するとされております。会議の開催に先立ちまして、事前に皆様方に聴取させていただきましたところ、引き続き無藤委員に会長をお願いしたいというお声をいただきましたので、無藤委員をお願いしたいと思っておりますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

西川参事官 ありがとうございます。

早速でございますが、無藤会長、議事進行をお願いできればと存じます。

無藤会長 代表に選任いただきましたけれども、引き続き務めさせていただきたいと思っております。

第3期ということで、ある意味では一番大変な時期を何とか乗り越えてきたと思っておりますけれども、今は現場の中でこの制度がどう実質的な意味を持つかということを中心に、この会議としてやるべき課題というものがあろうと思っておりますので、ぜひ皆様方からいろいろな御意見をお出しいただきながら、決めるべきところを決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

最初に会長代理の指名でございます。子ども・子育て会議令第2条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされてございます。会長の指名により、会長代理を置くということでございます。私としては、大日向雅美委員を指名させていただきたいと存じます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、子ども・子育て会議基準検討部会につきましてです。お手元の資料2-2というものがございまして、そこに、子ども・子育て会議には部会として基準検討部会が置かれてございます。親会議の議論との密接な連携が不可欠であると思っておりますので、部会長につきましては、私のほうで兼務させていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、子ども・子育て会議令第4条第2項では「部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する」とされております。部会に属すべき委員及び専門委員の選任につきまし

ては、後日御連絡をさせていただければと思います。

それでは、次に本日の議題に入らせていただきます。本日の予定でございますけれども、第1に「基本指針の改正案について」、第2に「国家戦略特別区域小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について」があります。それ以外は報告事項でお手元でございますので、ごらんください。

一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 本会議で御意見をいただくとする2つの事項のうちの1つ目、資料3でございます。

6月頭に厚生労働大臣が発表した子育て安心プラン、この安心プランの具体的な内容については後ほど御報告させていただきますけれども、この子育て安心プラン等を踏まえた国の基本指針、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について、御説明いたします。

この基本指針につきましては、国で定めるものでございますけれども、各市町村では、この基本指針に則しまして、5年を1期として子育て支援計画、各県のほうでもそれに倣った計画を定めておりますけれども、その点検評価につきましては、基本指針において、市町村は計画期間の中間年を目安として必要な場合は見直すこととされておりまして、県も同じような扱いとなっており、今年度はその中間年でございます。

この改正の背景のところをごらんいただきたいと思いますが、子育て安心プランというものが定まりまして、待機児童の解消ということを、32年度を目標に置きつつ、それまでの5年間に保育の受け皿の追加的な整備をするということでございます。保育の受け皿整備につきましては、この計画の中間年の見直しに当たっても、子育て安心プランの考え方に即して行っていただく必要があると考えております。

この改正の具体的な内容というところをごらんいただきまして、(1)の でございます。この必要な受け皿整備というものをいつまでに行うかということでございますけれども、今申し上げましたとおり、子育て安心プランの内容を踏まえて、それぞれ必要となる受け皿整備を目指していく必要があるということでございます。

と でございますが、企業主導型保育の地域枠。つまり、企業の従業員以外の方の受け入れ枠というところ、それから、 の幼稚園の預かり保育。この2つにつきましても、この保育の受け皿整備としてカウントすることができる。市町村の中の量的なカウントというものができるということを明確にするものでございます。

でございますけれども、この翌年度と今年度が丈比べしたときという、このアンダーラインのところを見ていただきたいと思いますが、市町村や県が行うこの保育の認可、あるいは幼稚園、認定こども園の設置認可に当たりまして、ある施設の認可において、当該地域の必要利用定員総数を超えてしまう場合には、認可しないことができるという需給調整の枠組みがございます。今後、この子育て安心プランに基づきまして、保育の

受け皿整備を順次進めていく状況では、例えば30年度の必要利用定員総数よりも、31年度の必要利用定員総数が大きくなる。そういうケースも想定される場合があるわけですが、このような場合に、30年度において前倒しをして保育所整備をしようとしたときに、需給調整によって認可の可否が判断されてしまうということがありますので、国の基本指針上、31年度分の必要利用定員総数まで前倒し整備が可能であるということを明確化するものでございます。

(2)のところ、次で詳細は御説明いたしますが、国家戦略特区法に基づきまして、特区において3歳以上児を受け入れる小規模保育事業を認められるようなことがありますので、そういう場合には、この小規模保育事業所の定員というものを、定員総数の中に算入することができるということでございます。

こういったものを基本指針の改正ということで近く進めていきたいということでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、この会議で御意見をいただきたい2つの事項のうち2つ目でございます。この国家戦略特区における小規模保育における運営基準、それから、3歳以上児の公定価格ということでございます。

この考え方のところで、国家戦略特区法の改正につきましては、御案内のとおり、既に通常国会で成立し、近く施行される予定でございます。特別区域内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子供の受け入れが可能となるということで、給付の対象となることになっております。

このため、この法改正を前提といたしまして、特区内の小規模保育施設における3歳以上児に係る運営基準と公定価格を定めようということでございます。

その考え方としては、この3番目の にありますとおり、現行制度上も特別に、極めて例外かつ一時的な要件ということで、3歳以上児を受け入れるということが認められておりますけれども、この場合の給付の仕組み、現行の仕組み、これは別紙ということで裏に書いておりますが、この現行制度上の給付の仕組みというものを、今般の特区制度に基づく3歳受け入れにも準用しようということが、基本的な考え方でございます。

ただし、この にありますとおり、現行制度上も、3歳以上児の受け入れということは、例外的、一時的に可能ではありますけれども、その場合、3歳未満児を受け入れるという前提で、各施設では職員体制が組まれていると思います。一方、特区制度に基づく場合には、事前にあらかじめ3歳以上児の受け入れに対応した職員体制が組まれるということが考えられますので、公定価格上はその点を踏まえた形で例外は適用しないということで、この点の違いということを踏まえた形にしたいと考えております。

公定価格の案につきましては、この青印のとおりでございます。

運営基準のほうですけれども、このオレンジ色の真ん中の箱でございます。特にこの2番目の として、通常の一般的に現行制度上にある小規模保育事業における連携施設の機能、この連携施設については、特区事業の場合でも連携施設は置いていただく必要がござ

いますけれども、保育の終了後、引き続き、その連携施設で3歳になってから受け入れていただく。連携施設の機能のうち、一部については特区事業に基づく場合について、必要としないということでございます。

3番目の については、この特区事業を行う事業者は、3歳以上を受け入れるに際して、異年齢で構成されるグループ保育における個々の乳幼児の発育、発達過程に応じた適切な支援、個の成長、友達との相互・協力的な活動が促せるような配慮、こういったものを事業者は都道府県に報告するということを、この運営基準に定めようということでございます。

公定価格の単価については、今申し上げましたとおり、2歳、3歳、4歳ということで、職員の配置基準等が違いますので、3歳、4歳という、特区事業に基づく単価としては、それに応じた1、2歳の単価の100分の65、あるいは100分の60にしたいということで、基本分単価以外の単価、いろいろな加算がございますけれども、そういったところが年齢による差が生じないものがございますので、1、2歳の単価を使うということで考えております。

以上でございます。

では、次に子育て安心プランの説明をお願いします。

異保育課長 厚生労働省保育課長でございます。

資料5でございますけれども、5月に総理から子育て安心プランを発表され、具体的な内容につきましては、6月の経済財政諮問会議におきまして、子育て安心プランを塩崎前厚労大臣から詳細について説明詳細について説明されたところでございます。

まず、待機児童の解消につきましては、29年4月の暫定数字が出まして、待機児童がなかなか解消されていないということで、それを踏まえまして、国としては、東京都を初め意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿、約22万人分の予算を平成30年度から31年度末までの2年間で確保し、遅くとも32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消する。

この待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消するというので、平成30年から34年までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の受け皿を整備するという内容を内容としたものでございます。

2ページ目のところでは、その施策について、6つの支援パッケージということで、主な内容をまとめさせていただきました。

1つ目は、保育の受け皿の拡大ということで、例えば都市部における高騰した保育園の賃借料の補助、あるいは大規模マンションでの保育園の設置促進、幼稚園における2歳児の受け入れ、あるいは預かり保育の推進、企業主導型保育事業の地域枠拡大等を記載しております。

2つ目は、保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」として、29年度から始まります処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築、あるいは保育補助者から保育士にな

るための雇い上げ支援の拡充、あるいは、保育士の子供の預かり支援の推進ということを書き載せております。

3つ目は、保護者への「寄り添う支援」の普及促進ということで、さらなる市区町村への保護者支援ということで、例えば「保育コンシェルジュ」等の支援拡大、あるいは先般見直しました待機児童数調査の適正化ということを書き載せております。

4つ目は、車の両輪として「保育の質の確保」というものが大事だということで、認可外保育施設を中心とした保育の質を確保するということが、地方単独の利用料支援、あるいは認可外保育施設における事故報告、あるいは情報公表の推進。先般議員立法がされましたけれども、災害共済給付の企業主導型保育等の対象拡大ということを書き載せております。

5つ目は、当然制度が成り立つには財源確保というものが大事になってきますので、持続可能な保育制度の確立ということを書き載せております。

6つ目は、保育の提供の話と育休等の話は両立するものでございますので、そういった育休を中心とした「働き方改革」ということ、書き載せているところでございます。

3ページ目、施策の主なポイントということで、待機児童の問題としまして、1、2歳児の対策、女性就業率あるいは保育申込者数、1、2歳児の保育利用率というのが、25年から始まっている待機児童解消加速化プランの前後によりまして、急速に伸びているという実態。

それと、待機児童の問題というのは、「都市部」に集中しているというようなこと、書き載せております。

それに対応しまして、1、2歳児の受け皿整備を強力に推進する。あるいは、女性就業率の80%に対応できるような受け皿整備。3つ目、土地確保、あるいはきめ細かなサービス展開というようなこと、書き載せているところでございます。

以上でございます。

西川参事官 次に、資料6をごらんいただきたいと思っております。5月に財務省の審議会から御提言をいただいておりますので、御紹介するものであります。

3ページ、財政健全化のためにいろいろな分野で提言がなされておりますが、この「(5) 子供・子育て」の分野でございまして。幾つか具体的な御提案もいただいております。この3ページの一番下の行ですけれども、政府として「待機児童解消加速化プラン」、先ほどの子育て安心プランの御紹介がありましたけれども、その前身のプランでございまして。待機児童解消加速化プランに沿って消費税の増収分等を財源として、これまで受け皿を拡大してきましたということ、書き載せております。

次の段落ですけれども、「一方」ということ、消費税率引き上げに伴う、この消費税率引き上げというのは10%までの引き上げということで、社会保障の充実分2.8兆円のうち、子ども・子育て支援分として、0.7兆円と整理をされておったわけですけれども、平成29年度予算におきまして、子ども・子育て分野において既に0.7兆円分は使っている、達して

いるということでございます。このため、消費税増収分とは別途安定的な財源を確保しつつ、引き続き保育の受け皿を確保していくため、あらゆる方策を検討する必要があるということで、この次の段落から、幾つか具体的な案が示されておりますが、絵がありますので、こちらの絵のほうで御紹介させていただきます。

例えば7ページは企業主導型保育ということで、この上のほうの2つ目の でありませんが、引き続き企業主導型保育、これは企業の拠出金を財源として実施されている事業、これの積極的な活用を図り、待機児童の解消を図っていくべきであるということの御提案であります。

8ページ、コストに見合った保育料の設定ということで、これにつきましては、この矢印にありますとおり保育コスト、それから、サービスを利用する対価としての保育料の関係。コストと対価との関係をどのように考えるべきかというような投げかけがなされているということでございます。

この絵は、委員御案内かと思えますけれども、この左が保育コストに占める利用者の負担額と公費の負担額を示しておりまして、横の右の緑色のものがいわば自己負担率ということで、近年利用者の負担率が下がってきている。この背景には、類似の処遇改善で賃金が上がっている。1人当たりの保育士のお給料が上がっているということや、全体的に0歳児の保育のコストがかさむもので、0歳児の利用率が高まっているということを受けまして、全体的には、マクロで見ると利用者が負担する割合が38%から31.7%にこの3年間で下がってきた。そういうことを述べているものでございます。そういう投げかけということです。

9ページ、幼稚園における待機児童の受け入れの推進ということで、この箱の矢印にあります。幼稚園における施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるなどにより、預かり保育実施のインセンティブを強化してはどうか。そういう投げかけがなされております。

最後に、この件はこの会議の所掌する議論のテーマではございませんが、児童手当の見直しについても提言がなされております。

財務省の審議会の次に、資料7をごらんいただきたいと思います。

本年6月に、いわゆる骨太の方針、経済財政運営と改革の基本方針2017が閣議決定をなされておりますので、御紹介いたします。繰り返しになりますが、この(2)の のところの3行目でございます。幼児教育・保育の早期無償化、待機児童の解消に向けて、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得るということでございます。これは先ほど財政審の資料で御説明した内容とほぼ同じような内容で、ここには幼児教育・保育の早期無償化についてもテーマとして書かれているということです。その下のところで、繰り返しになりますが、最後のフレーズの「教育へのアクセス向上のため」というところで、幼児教育について財源を確保しな

がら段階的無償化を進めるということも書かれているということでございます。

続きまして、予算の関係で資料8をごらんいただきたいと思います。

平成30年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況ということで、まず内閣府につきまして、私から御紹介させていただきますと、この1.の 子供のための教育・保育給付、7,928億円プラス事項要求と書かれておりますが、これは29年度予算の数字をそのまま仮置きした上で、プラスアルファという形で、いわば仮要求のような形で書いております。先ほど御説明のとおり、年末までに財源を見つけていかなければならないということを書いております。

地域子ども・子育て支援事業につきましても、29年度予算の数字プラスアルファということで、いわば仮要求の形を同様にとらせていただいております。

事項要求という具体的な中身につきましては、次の2ページの上のところに書いております、この量的な拡充、質の向上というところ、それから、幼児教育の無償化、段階的な実施といった3点につきまして、事項要求の中身だということでございます。

児童手当につきまして、1兆4,000億から1兆3,795億。これは給付の対象となる児童が人口減少していることが見込まれますので、若干前年度に比べて減少しているということでもあります。

次の2.企業主導による多様な就労形態云々というところですが、点線で囲んでありますとおり、平成28年の法改正によりまして、企業が負担される拠出金率につきましては、上限として従業員の給料の総額の0.25%ということになっておりまして、平成29年度の拠出金率は0.23%ということになっております。平成30年度以降につきましては、今後検討した上で決定することといたしておりますけれども、ここでは0.23%を前提とした数字としております。

以上でございます。

厚生労働省、よろしく申し上げます。

長田総務課長 引き続きまして、厚生労働省関係の概算要求の内容でございます。子ども家庭局総務課長の長田から御説明をさせていただきます。

厚生労働省におきましては、資料の3ページになりますけれども、待機児童の解消に向けた取り組みの推進といたしまして、1,394億円の要求をしております。先ほど内閣府から説明がございましたように、保育の運営のコストにつきましては、教育・保育給付という形で内閣府のほうで一括計上ということもございますが、厚生労働省におきましては、いわゆる整備、保育所等の受け皿確保のための整備費等の関係、そして、保育人材確保等の関係を主に要求させていただいております。この整備の関係につきましては、保育所のほか、改修支援ですとか賃貸方式による小規模保育等の支援を含めて、幅広く要求しております。

4ページ、保育人材確保のための総合的な対策といたしまして、これまで取り組んでおります種々の対策に加えまして、今回の新規要求といたしましては、保育士確保対策とい

うところの にございますが、保育園等におけるICT化推進等事業ということで、保育士さんなどの業務負担の軽減に資するようなICTの導入に必要な経費の要求をさせていただいております。

また、きめ細かに多様な保育を提供していくということで、 広域的保育園等利用事業でございますとか、 医療的ケア児保育支援モデル事業、さらには、新規事業といたしまして、家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業など、きめ細かく取り組んでいきたいということで、要求をしております。さらに、安心かつ安全な保育の実施への支援ということで、特に事故防止に資するような観点でのICT化の推進事業という形での盛り込みもさせていただいております。

5 ページの 2 . につきましては、内閣府計上の話でございますので、説明は省略をさせていただきます。

6 ページ、 3 . その他の保育対策といたしまして、子育て支援研修でございますとか研修・調査研究ということを引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

最後 7 ページ、社会的養育の充実ということで、いわゆる親元で養育が困難なお子さん、乳児院、養護施設、あるいは里親といったところで養育をされているお子さんにかかわる支援の充実というところでございます。後ほど御説明をさせていただきますけれども、施設養護から家庭養育へという流れの中で、より一層家庭養育を推進する観点から、里親支援の普及でございますとか、先般議員立法で成立をいたしました特別養子縁組にかかわる制度の周知、民間あっせん機関の研修事業の創設、さらには施設における小規模化・地域分散化といったようなことで、以上の要求をしておりますが、この社会的養育の関係につきましても、教育・保育給付などと同様に今年度の予算額に加えまして、事項要求という形での要求の内容となっております。

以上でございます。

先崎幼児教育課長 引き続きまして、文部科学省の概算要求について御説明をいたします。

8 ページ、まず 1 . 幼児教育の無償化の関係でございます。こちらは先ほども内閣府の説明にもございましたけれども、年末までに内容を決めていくということで、事項要求とされております。

2 . 質の向上の関係でございます。こちらはトータルで 4 億円ということですが、中身を見ていただきますと、こちらはモデル事業ですが、幼児教育の推進体制構築事業、幼児教育センターや「幼児教育アドバイザー」の設置、モデル事業としてやっている事業でございます。

2 番目、幼稚園の人材確保事業、こちらモデル事業として今年度からやっているものでございます。

3 番目、幼児期の教育内容等の充実ということですが、こちらは下のほうの・にございますが、2 歳児の円滑な受け入れのための調査研究ということで、こちらは一時預

かりの2歳児受け入れという話がございますけれども、幼稚園は3歳から5歳を基本的には受け入れる施設でございます。ですから、先行事例としてある幼稚園で2歳を受け入れているような事例を調査研究しながら、2歳児を受け入れる上での必要な配慮であったり、受け入れ体制であったり、そういったところを調査研究していきたいという事業を盛り込んでおります。

4番目、幼稚園の教育要領の普及・啓発ということですが、ことしの4月に教育要領の改訂がされまして、来年の4月に施行されます。その普及・啓発のための予算を要求しております。

9ページ、施設整備の関係でございます。認定こども園の財政支援ということで、認定こども園の施設整備費のニーズが非常に高まっておりますので、これはかなり予算をふやまして、200億円要求をさせていただいております。そのほか、私立幼稚園の施設設備の充実とあわせて、環境整備ということで217億円の要求をさせていただいております。

以上でございます。

西川参事官 続きまして、資料9-1「平成29年度保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査について」でございます。

背景・目的のとおり、今年度は中間年ということでございますので、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、それぞれの経営実態を把握しようということで、この2.にありますとおり、調査時期、この7月末に調査をスタートしておりまして、去る8月末に回答締め切り、現在調査結果につきまして集計作業中でございます。

調査している内容でございますが、3.のとおり収支の状況、これは28年度決算ベースの収支の状況、それから、職員の給与、職員の配置状況というものを現在調査して、作業中でございます。

1枚おめくりいただいて、御案内のとおり、昨年12月に中間集計ということで、プレ調査という位置づけで、経営実態等についてやっているものを御紹介したわけですが、それぞれの収支や職員の給与の状況等について中間集計したものを今回最終集計ということでお配りいたしております。

1点だけ、例えば18ページをごらんいただきますと、これまで新制度導入をして、類似の処遇改善策を講じてきたわけでございます。この間、この26年度以降の処遇改善の反映状況ということを調査させていただきまして、昨年12月に報告したときに、賃金の現場での改善率につきましては、これまで政策的に実施してきた一連の処遇改善策が基本的には賃金に反映されていると御報告させていただきましたが、最終結果においても同じような結果になったということでございます。ちなみにここで書いてある基本給、手当につきまして、ボーナス、賞与について12分の1を足した額で集計いたしている点につきましては、御留意いただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業につきましても、中間集計の最終結果がまとまったということで、資料9-3ということでお配りいたしております。説明は割愛させていただきます。

資料10、1枚紙で「企業主導型保育事業の実施状況」ということで、この点線囲みのところで、国の待機児童解消加速化プランに基づきまして、28年、29年度につきましては、五十数万人のうち5万人分につきましては、この企業主導型で受け皿確保に取り組んでまいりました。今般の子育て安心プランということでまとめましたけれども、そのうちの2万人分は、引き続き、またこの企業主導型で取り組んでまいりたいということで、今なお募集をし、進めているところでございます。

それぞれの特徴を幾つかの切り口から御紹介をしております。例えばこの右下のところでも御紹介しますと、保育士比率ということで、我々のこの企業主導型保育事業の補助の単価の中で、保育士さんの有資格者の比率が100%、75%、50%と3種類の単価を設定いたしまして、有資格者の割合を高めるようにインセンティブをつけているところでございますけれども、保育士比率が100%のところ全体を半数を超えるという結果が出ております。

下のほうに書いておりますが、早朝・夜間・日曜開所というところで、この時点で58の施設が実際に開業している。871と一番上のところに書いてあるのは助成の決定ということで、現時点でそのうち58、直近では本当はもう少しふえているのですけれども、この集計時点のときには255の施設が開業していたということで、そのうち、早朝開所、夜間開所、日曜開所、それぞれ255施設のうち、相当の割合がこういったサービスに取り組まれているということでございます。

以上でございます。

異保育課長 資料11でございます。

毎年4月1日の受け皿整備、それと、待機児童数を公表しているものでございますが、ことしは9月1日に公表したところでございます。

まず、保育の受け皿整備につきましては、待機児童解消加速化プランで25年から29年末までの5年間ということで、数字は初め40万人から50万人ということでふえたわけですが、先般、この数字につきましては52.3万人の拡大を見込んでおり、昨年公表しました48.3万人よりも4万人上回る見込みとなっております。

さらに、企業主導型保育事業につきましては、28年度から実施しているところでございますけれども、松山内閣府大臣から御説明がありましたように、約5万人分から約7万人分に上積みしたということで、その結果を合わせますと、25年から29年度末までの5年間では、約59.3万人分の拡大ができる見込みとなっているところでございます。

保育の申込者数につきましては、25歳から44歳の女性就業率がございまして、年々上昇しております、それに伴い申込者数も増加しているところでございます。29年4月時点の申込者数は約265万人で、昨年度と比較しまして、約10万人近い増加となっているところでございます。

平成29年度4月時点の待機児童数は2万6,081人ということになりました。

2ページ目、待機児童の解消に向けた取り組み状況ということで、25年から28年度につきましては、実績の数字でございます。市町村の拡大量、プラス、先ほど説明しました企

業主導型保育拡大量 2 万人強というものでございます。29年度は各市区町村を積み上げますと11万5,700という数字でございまして、企業主導型保育約 5 万人ということで、計 5 年間で59.3万人の拡大の見込みがあるということでございます。

平成28年度の保育拡大量につきましては、認可保育所につきましては、1 万人減っておりますけれども、これは認定こども園化に伴うものだと考えているところでございます。幼保連携型認定こども園につきましては 8 万5,000、幼稚園型認定こども園につきましては 5,000という増になっているところでございます。小規模保育事業につきましては 1 万5,673ということで、急増しているところでございます。地方単独保育施策、マイナス2,925、これも我々としては認可化移行が進んでいるということで考えているところでございます。その他マイナス3,165につきましても、これは認可化移行計画に基づく認可外保育施設をカウントされていますので、認可化が進んでいるということが見てわかると思います。

3 ページ目、待機児童の状況でございますが、これも昨年と同様、待機児童について、1,700の市区町村のうち、約 8 割は市区町村におきましてゼロであったということでございます。都市部において多く見られまして、全体の72.1%を占めている状況です。

下の表を見ていただきますと、待機児童数が100人以上増減した自治体の傾向を書いております。当然申込者数の増加よりも利用定員数、つまり、受け皿整備を進めているところの待機児童が改善されていることが見てわかると思います。東京23区の中でも、減少しているところ、逆に増加しているところが二極化と申しますが、その取り組みいかんによって出ているというのがわかると思います。

4 ページ目、これはもう少し具体的に今回待機児童数が増加した自治体に意見を聴取しまして、どういったことが増加した主な要因かということで書いたものでございます。

需要のところで、タワーマンションを初めとした需要の伸び、あるいはベッドタウン等で急速に子育て世帯がふえたというようなことは言われております。

一方、供給の面につきましては、整備どおりいかなかったということで保育士の補充が間に合わなかったとか、あるいは土地確保の問題等がございまして。

そのほか、今回待機児童数調査の見直しをやりましたので、特に育児休業中のところにつきまして、待機児童の取り扱いの見直しによる増加要因になったのではないかということかと言われておるところでございます。

5 ページ目、都道府県別の待機児童数でございますけれども、東京都で約 3 分の 1 を占めている状況でございます。沖縄県の 2 番目というのは変わらないところでございますが、先ほども説明しましたように、都市部で待機児童数が多いという状況でございます。

6 ページ目、これは待機児童の状況の年齢別を示したのですが、まず保育利用率につきましては、年々上昇しているということがわかると思います。保育利用率につきましては、分母を就学前児童数、分子を利用児童数ということで、その年齢ごとの児童の割合を示しているものでございますけれども、特に赤の1,500が全体の利用率、つまり 0 歳から 5 歳でございまして、1、2 歳の利用率が黄緑色の部分でございます。平成22年では29.5%

であった利用率が、現在29年度時点では45.7%ということで、加速度的にふえている。特に待機児童解消加速化プラン、25年度以降、子ども・子育て支援新制度によりまして、保育の必要性の認定の見直しがされておりますので、そういったものが影響して、保育の利用が極めて一般化していることが見てわかると思います。そういったことで、待機児童も1、2歳に多くなっているところがございます。全体の71.7%ということがございます。今後も1、2歳児の受け皿拡大を中心に取り組みを進めていく必要があるという認識であります。

以上でございます。

安田参事官 続きまして、資料12でございます。

認定こども園に関する状況ということで、内閣府のほうで毎年1回認定こども園の数等について、集計をしております。お手元の1.園数でございます。右端を見ていただければわかるのですが、前年度28年度が4,001園だったものが、29年度は5,081園。約1,080ふえてございます。その内訳でございますけれども、欄外に注がでございます。印のところに書きました内訳、幼稚園から移行しているものが377、認可保育所から715、その他が35、新規開設が60。ただ、複数の施設が1つになっているものもあるので、一致しません。ちなみに27年には2,800ぐらいでしたので、大体毎年新制度になってから1,000ずつぐらいふえているということになるかと思われま。

その下の(2)設置者別園数ということであります。公立、私立がございまして、私立、学校法人と宗教法人のウエートが高くなっている。これも幼保連携型に関しましては、基本的には公立と学校法人、それから、社会福祉法人のみが原則として認められる形。それは幼稚園に関しても同様でございます。保育所と地方裁量型に関しましては、基本的に設置者の縛りはございません。幼保連携型で宗教法人以下のものが個人立も含めて入っておりますけれども、これは当面の間の特例ということで続いているものということでございます。

2ページ目、認定こども園の数の歴年の変化でございます。先ほども御紹介申し上げました、左側を見ていただければわかるかと思えます。新制度が始まったのが27年でございます。新制度が始まるまでは、1,000ぐらいを安定飛行というのか、うろちょろしていたのですが、新制度施行後27年に1,500ぐらいふえて、あとは1,000ずつぐらいふえているという傾向が読み取れるかと思えます。

そのうち、大体7割が幼保連携型と言われる、4つ類型があるのですが、幼保連携型のみが法律上の学校と法律上の児童福祉施設の機能を兼ね備える。幼稚園型については、基本的に幼稚園だけれども、保育機能を持っている。保育所型については、保育所だけれども、教育機能も持っている。地方裁量型は法律上の学校でもないけれども、一応認定こども園としての認定をしているものがございます。

2.の下半分でございます。それぞれ支給認定の在園児数と年齢別をつけてございます。これも説明は省略させていただきますが、2ページ目の右下、今のところ、どれぐらいの

在園児数があるのかといいますと、大体前年度が54万人ちょっとだったのが、大体69万人弱ということであります。保育園が230万ぐらい、幼稚園が大体110万弱ですので、大体それに匹敵はしませんけれども、着実に預かり数を伸ばしているということかと思われまます。

その次をおめぐりください。これは都道府県別の認定こども園数です。全体、大体4,000から5,000、25%ずつぐらいふえておりますが、大体ぱっと見た感じは、都道府県もかなり頑張っていたいて、伸ばしていただいている。ただ、数的に一番多いのでいいまますと、中ほどからちょっと下の大阪府、兵庫県あたりが一番数的には多くなっております。同じぐらいの人口を抱える東京圏はどうかというと、人口の割にはさほど多くない。これによって、各自治体によって待機児童等の対策が、いろいろな考え方のもとでやられているということかと思われまます。

説明は以上でございます。

先崎幼児教育課長 続きまして、資料13をごらんください。私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査でございます。

1ページ、こちらの調査でございますけれども、私立幼稚園が新制度に移行する際の移行状況であったり、市区町村における施設型給付、幼稚園の一時預かり事業の実施状況等を把握するために毎年行っているものでございます。

2ページ、私立幼稚園の新制度への移行状況でございますが、直近、平成29年4月1日現在で新制度に移行した私立幼稚園は2,932園ということで、移行率は36.4%、前年から7.2%の増加になっております。母数は、上に小さく書いてありますが、8,059園のうちの2,932園が新制度に移行した。幼稚園のままに移行したものが884、幼稚園型認定こども園が760、幼保連携型が1,288という状況でございます。

飛びまして、13ページ、都道府県別の移行状況でございます。都道府県ごとにばらつきはございますけれども、大きな傾向といたしましては、都市部の移行率が全体的に低目に出ていて、地方部が高目に出ている。こういった傾向にあると思っております。

3ページ、こちらは細かい話になりますが、1号認定の施設型給付につきまして、地方単独費用部分の状況でございます。国の定める基準と同額のところが半分という状況でございますが、全体的には適切に市区町村に対応していただいているかなと思っておりますが、一部、例えば国の基準より低額なところが20市区町村あたりありますので、こういったところには国の基準と同額の設定をお願いするように対応しているところでございます。

飛びまして、6ページ、一時預かり事業でございます。こちらは幼稚園型の一時預かり事業の実施状況でございます。まず市区町村別に一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村が、今、49%。大体半分になっております。その下に、今度は幼稚園の数で見たものでございますけれども、一時預かり事業と私学助成の預かり保育を実施している園数を書いております。公立が半分弱、私立のほうは、新制度に移行した園はトータルで92%、未移行園は71%と、こういった状況になっております。引き続き、文部科学省としても移行促進に必要な支援をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

西川参事官 あと資料を2つ御説明させていただきますが、最後から2番目、資料14でございます。

これは5月に発表いたしました資料でございますが、教育・保育施設等で死亡事故、お亡くなりになった事故、重篤な事故が発生しておりますが、これを平成28年の1年間どうだったかということ年全国の集計結果を取りまとめたので、公表するものでございます。

1ページ、1.事故報告概要のところ、青い囲みで囲っています教育・保育施設の場合、ここで囲っている幅広い子育て関係の施設・事業が報告の対象になっております。

2ページ、集計結果ですが、お亡くなりになった死亡事故ですが、縦の右のほうの列をごらんいただきまして、認可保育所で1年間で5件、家庭的保育で1件、そのほかの認可外保育施設で7件ということで、合計1年間で13件あったということでございます。

重篤な負傷等ということで、一番左のほうの縦の列、認可保育所では469、放課後児童288、そのほかの認可外保育施設のところ、8件ということになってございます。この8件につきまして、これまで通知で報告をお願いしていたわけですが、今般規則を改正して義務化しようということで、現在、この規則の改正につきましては、パブリックコメントを行っている最中でございます。合計、昨年の報告件数は862件だったということであります。

幾つか傾向を分析したのものとしては、例えば4ページ、これは昨年と同じ傾向ではございますが、死亡事故、一番下の括弧で書いてあるものが死亡事故で、0歳児が7件、1歳児が4件ということで、死亡事故については、年齢別に見ると低年齢児に集中している傾向がございます。

6ページ、死亡事故発生時の状況というところで、を見ていただきますと、13件。そのうち10件が睡眠中にお亡くなりになっているということで、先般のプールで事故が起こったということがありましたけれども、昨年の13件につきましては10件が睡眠中で、そのほか、死因がよくわからないとか、突発死だったものが3件あったということであります。

8ページ以降に、特に重大事故が発生しやすい先ほどの睡眠中あるいはプール、お食事の最中というところがありますので、改めて注意喚起、周知を行ったところあります。

なお、内閣府に昨年度設置いたしました有識者会議「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」というものがございますが、この会議は昨日、3回目の会議を開催いたしまして、このようなデータも見ながら、より専門的な分析を始めているところでございます。

以上でございます。

成松家庭福祉課長 資料15につきまして、御説明させていただきます。

資料15-1、資料15-2とございますが、資料15-2の本文が非常に大部でございますので、横置きの資料15-1に沿って新しい社会的養育ビジョンを説明させていただければと思います。

このビジョンにつきましては、去る8月2日、有識者による検討会の報告書として、厚生労働省に報告されたものでございます。経緯といたしましては、昨年度児童福祉法の改正で、子供は権利の主体であること、あるいは家庭養育優先の理念が規定されました。この理念をいかに具体化していくかというところのビジョンを有識者からいただいたというものでございます。

ポイントとしては、ここに から で書いてございますが、市区町村あるいは児童相談所の体制の構築とか、あるいは「家庭と同様の養育環境」の原則に照らして、乳幼児から段階を追って徹底していくこと、あるいは施設の小規模化・地域分散化・高機能化、 としては、永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、 としては、お子さんの自立支援の徹底などを初めとする改革項目について、速やかに今年度から着手して、目標年限を示し、計画的に進めることが提言されています。

あわせて、子供の権利の保障のために、最大限のスピードを持って実現する必要があること、あるいは、子供が不利益をこうむることがないように十分な配慮を行うということの提言をいただいております。また、このビジョンの中の工程で示された目標年限の例ということで、ここに4つ書かせていただいております。ごらんいただければと思います。

この有識者からの報告書を受け、今後厚生労働省といたしましても、このビジョンを具体化していくに際して、ともに取り組むこととなる関係者、自治体関係、あるいは施設関係、里親関係者などとも密接に意見交換をしながら検討し、来年度の都道府県等の計画の見直しにつなげていくことを考えております。

あわせて、この社会的養育、あるいは社会的養護に関しては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針にも記載がございますので、基本指針の見直しの内容などが固まった段階で、またこの子ども・子育て会議に基本指針の見直しという形でお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

長い御報告をいただきましたけれども、冒頭、事務局からお話ございましたが、きょうは委員改選後初めての会議ということでございますので、これから1時間半ですけれども、自己紹介を兼ねまして、委員全員にお一人ずつの御発言をお願いしたいと思います。委員全員でございますので、恐縮でございますけれども、お一人2分以内をめどに御発言をお願いしたいと思います。いろいろ御意見等、時間の不足があると思いますので、それにつきましては、別の形でお出しいただく、その他、お願いしたいと思います。

順番に秋田委員からお願いするところでございますけれども、その前に、尾崎委員が先に退室されると伺っておりますので、尾崎委員からでよろしいでしょうか。

尾崎委員、お願いします。

尾崎委員 高知県知事の尾崎正直と申します。

私は全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチーム長をさせていただいており、

もう5年になりますけれども、子ども・子育て支援新制度の創設のときからこちらでお世話になりまして、一つ一つ着実に取り組みが進んでおりますことに本当に心から敬意を表したいと思います。

また、これまでの間、実行段階においても、都道府県との間でさまざまな形で意見交換をいただき、着実に一つ一つ実効ある制度にさせていただいていることに、大変感謝を申し上げます。

都道府県は、それぞれ実情が違う側面がございますので、それぞれの実情に応じた対策を講じていくためにも、今後とも意見交換をよろしくお願い申し上げます。

そういう中で、このたび、非常に画期的なこととして、社会的養護について新たな指針が打ち出されました。この新しい社会的養育ビジョンの方向性自体については大いに賛同するものでありますが、スピード感につきましては、比較的人数的に少ないところ、膨大な数がおいでになるところなど、それぞれの実情に応じた対応の仕方があると思います。こちらにつきましても、きめ細やかな意見交換をさせていただければと思います。

あわせて、委員提出資料ということで全国知事会の子ども・子育て、少子化対策についての提言書をお配りしております。去る7月27日、岩手県で開催されました全国知事会において、ここにあります希望出生率危機突破宣言というものをさせていただきました。これは大きく3つの柱で構成しており、1点目に引き続き国民の出会い・結婚の希望を叶える対策の強化を、2点目に子育てに係る経済的負担の軽減、男女とも育児しやすい働き方改革に向けた対策の強化を、3点目は地方創生の実現に向けた施策の充実強化を、ということを掲げさせていただいております。

その次に、具体的な提言書を添付しておりますが、3ページをご覧ください。グラフにございますように、少子化の背景に未婚化、晩婚化があるということは共通認識かと思っておりますが、そういう中において、私どもが今後非常に危機感を抱かなければならないなと思っておりますのは、一番下のグラフにある完結出生児数の低下でございます。未婚化が進んでいる中、でも、既婚者の出生率は余り下がっていませんでしたが、近年下がってきております。晩婚化も大きな背景かと思えますし、子育ての負担が非常に大きいということもあると思います。

いかに経済的負担を軽減していくか。保育園、幼稚園を利用しておられる方、おられない方も含めた子育て負担の軽減をしていくか。さらには、例えば男性の育休の取得率をもっと劇的に上げていくべきではないか。そういうことを通じて、子育て負担のシェアが図られるような社会的体制も創っていくべきではないかとか、さらに言えば、女性の育休期間中におけるキャリアアップの応援をしていくべきではないかとか、子育てと仕事の両立のために経済的な面に加えて精神的な面も含めて、負担の軽減を図っていく施策を総合的に講じていくべきではないかということ提言させていただいております。子ども・子育て支援新制度も、そういう視点も大いに取り入れていながら、今後の取り組みを進めていくべきかと考えます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げたことで順次御発言をお願いしたいと思います。

秋田委員、お願いします。

秋田委員 ありがとうございます。東京大学の秋田喜代美と申します。

私は2015年から、全国で初めて乳幼児期のエビデンスを施設・制度を超えて実証的に検討していく、そして、国立教育政策研究所に2016年から新たにできました幼児教育研究センターとも連携をさせていただきながら、実際に子供や園の実態を調査しながら政策提言を行っていく機関として機能し始めているところのセンター長をいたしております。

今回子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正ということで、今、私どもは、量の拡大と質の確保だけではなくて、質向上の同時追求という非常に難しい課題を求められています。その中で御尽力をいただいて、こうして予算確保やさまざまな指針の改正に取り組まれていることを大変ありがたく思っているところであります。

今回出されました資料3の改正の内容を見ますと、働き方として、誰もが働けるといところで幼稚園における預かり保育の充実ということで、例えば長時間化、通年化というようなことができるということも書かれております。これは働く親の側から見ると大変望ましいことであると同時に、例えば私どものセンターが行った調査結果に寄りますと、保育士、保育教諭、幼稚園の先生ともに、職務負担やストレス軽減の一つが、日々の長時間化をやめることだけではなくて、まとまって休みをある程度とることができるというのが職務負担の軽減やストレスの軽減につながることもわかっております。この通年化ということや長時間化は働き手、保育者の側の負担も考え、保育者の側の働き方としても優しい改革になってほしい。その点を考えていただきたいと考えております。

2点目、この小規模保育事業の2号認定の子供の保育の確保の内容ということです。資料4の国家戦略特区の小規模保育の運営基準ということで、これは意見ではなく内容に関する質問になります。主な運営基準の改定の の3つ目です。特に今回3歳以上の、特区内では受け入れで3歳、4歳、5歳の受け入れが可能になっているわけですけれども、ここには「個々の乳幼児の発育及び発達過程等に応じた適切な支援」云々というような配慮等を「都道府県に報告する」と書かれています。この報告というのが、どういう内容やどういう義務を持つのか、何を示しているのかをご説明いただけましたらと思います。

現在、3府省とも幼稚園教育要領や保育所保育指針も幼児期の教育部分はそろえ、幼児教育の質のさらなる向上というときに、この小規模保育においては3歳以上の子供たちに対してどのように教育の質を確保されるのか。そこにおいて、どういう報告を義務づけられるのかということは、大事にすべき点です。非常にやむを得ず受け皿がなくて、ある一定の地域においてこういう措置がなされるということはやむを得ないと思うのですけれども、そのときにも、基本、これは保育であったとしても、教育的には同年齢の学級を今まで教育としては重視してきたことを考えますと、このあたり、詳細に何をどのように報告するというを決めていかれるのか、既に決めておられるのか。このあたりを御質問と

して出させていただきます、お答えいただけるとありがたいと思っております。これが2点目です。

3点目は、今回概算要求の中でも、ICT等を保育の負担軽減やよりよい使い方として出されているということは、大変ありがたいと思います。一方で、今回出された資料14を見ますと、事故報告等で、例えば乳児のうつ伏せ寝等の死亡率などが高いということがありますと、負担軽減だけではなくて乳児の生命の安全管理のためにICTを何か使えないかとか、そういったことにより手厚く予算を事故防止などのためにつけて、保育者の単なる負担軽減だけではなくて、子供たちのためにも子供の安全・安心のためにICTをどのように活用できるのか。このあたりの発想も入れて、ぜひ推進を進めていただけるとありがたいと思います。

以上になります。

無藤会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の副代表をさせていただきます、王寺でございます。

このたびの基本指針の改定について、意見を述べさせていただきます。まず、幼稚園が3号認定として2歳児を受け入れるという問題ですが、これはいたし方ないというところもあるかと思いますが、3歳児の前倒しとしての2歳児ではなく、必ず2歳児の保育には2歳児の保育がありますので私たちは認定こども園並びに保育所と同じような基準、整合性を持って取り組んでいただきたいと思います。

2点目、国家戦略特区の小規模の件ですが、今、秋田先生がおっしゃったように、私たちも安易な要件緩和にならないかと大変危惧しているところでございます。ただ、どうしても受け入れるところがないというところにおいてのみ、これがなされていくということと、また、先ほども言われましたように、特区と国との基準に隔てがなくては大切な子供の豊かな育ちにはつながらないと思いますので、ぜひそのような点も国として、また地方と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今度、この制度の施行3年目となりまして、中間年度にあたり、子ども・子育て支援新制度が、本来なすべき役割としての理念や目的というものが少し薄らいでいるのではないかと感じております。特に待機児童問題、それは本当に大切なことですが、同じように、先ほど尾崎委員もおっしゃったように、全国では少子化がどんどん進んでおります。そのような中で、私たち認定こども園の役割はこの制度の中でどのようなものがあつたのかと考えるときに、根幹として、地域を豊かにしていくために私たちは認定こども園がつけられてきたのではないかと考えております。それなのに、処遇改善をさせていただいて大変うれしいことなのですが、特に処遇改善におきまして、幼稚園と保育所には、そういうキャリアアップの要項があります。しかし前回も申し上げましたように、認定こども園の要項がありません。私たちは幼稚園や保育所から移行したものでありますけれど

も、幼稚園や保育所にぶら下がった附属ではありません。しっかりとした第3の施設として、私たちは期待どおりの仕事をしていかなければならないと思うのです。

このように、施行3年目に当たって、制度の薄らいでいく目的や理念を、ぜひ3府省の皆さんで連携をとり、認定こども園並びに地方にもその本来の目的をもっとしっかりと提言していただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

太田委員 太田でございます。

私は新任でございますので、自己紹介から始めさせていただきます。私は働く女性のコミュニティを全国で主催しておりまして、主に人材育成や働く女性のキャリア支援しております。また、プライベートではひとり親として、内分泌系の疾患を持つ息子を20年間子育てしてまいりました。本会議では、一人の保護者として、意見を述べさせていただきますと思います。

私の本日の御提案は、保護者への支援体制をさらに充実していただきたいという要望です。御周知のとおり、子供が健全に、そして幸せに生きていくためには、保護者との愛着形成といわれるアタッチメント、こちらが重要だと言われております。そして問題なのは、その愛着形成に特に必要な3歳未満の時期と、問題は子供と保護者の間で最も大切な愛着形成の時期と、保護者、働く女性たちが育児との両立でストレスフルな時期と合致してしまうという状況です。

例えば、こちらにありますように保育コンシェルジュと言われる保護者向けの支援体制は非常にありがたい支援内容でございます。しかしながら、問題は、本当にコンシェルジュが必要な保護者の皆様に届いているのか、支援する側も待ちの姿勢になっていないかという点です。私たち働く保護者の周りでは、ワーク・ファミリー・コンフリクトと言われる育児と働くことの両立がうまくいかずとても不安を抱えている人が多いです。そして、結果的に育児でストレスを抱える人の中でも、葛藤を乗り越えることが難しく仕事をやめてしまう現状もあります。あるいは忙しすぎて相談窓口さえも見つける余裕がないケースも散見されます。さらに、保護者自身も多様化しています。ひとり親の中でも例えば父子家庭においては、本当に悩みを抱えているにもかかわらず相談できる相手がいない、相談場所もわからない現状があります。つまり、サポート体制が本当に必要な保護者に届いているのかということが懸念されます。将来的に女性の就業率を8割にするためにも、ぜひ以上を御検討くださればと思います。

以上となります。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。

出産前後、それから、幼稚園、保育園に入るまでの子育て家庭の受け入れをしている地域子育て支援拠点を運営しております。今、太田委員からもお話があったとおり、保育園の決定通知が出る1月、2月ごろはお母さんたちが本当にびりびりして、お互いが保育所に入れたかどうかということをお話せないというような雰囲気があり、2次募集にどう応募するかですとか、夫婦間でどう仕事と子育てを両立していくのかといったような、いろいろな不安を抱えた保護者の方が非常にふえてきている感触を持っています。

そういった中で、保育所整備等々、この間、急速にされて、そのことは非常に大きく社会を変革してきたと思うのですが、そこに意識がついていけない部分をじっくりとサポートしていく寄り添い型の支援が必要だと思っております。そういった意味で、地域の子育て支援の拡充もぜひあわせて実施していただきたいと思っております。

おくれて出してしまうましたが1枚参考資料を出させていただきました。1点目は、きょうの資料の中にもあったわけなのですが、私たちがいろいろ協議を重ねて作り上げてきた子ども・子育て支援の推進ですけれども、これをさらに拡充していくための財源がなかなか見通せないというお話があります。まだスタートして3年ということですが、日本の将来に大きくかわるこの分野の推進が停滞することがあってはならないと思います。今後また年内、こういった議論が沸騰してくるのだらうと思いますけれども、ぜひ多様なステークホルダー、ここに集まっている皆様方全員がそうだと思いますが、年代世代や立場を超えていろいろな財源の確保方策というものを考えていかなければいけないのではないかと考えております。

2点目は、今、申し上げたとおり、全ての子どもたちということ言えば、親が働いている、いないにかかわらず、サポート体制が必要であると考えております。子育て世代包括支援センターを初め、産前からの切れ目ない支援が重要ですし、保護者に寄り添う利用者支援事業のようなものが保育コンシェルジュも含めてなのですから、必要になって期待されていると思います。

ただ、プランがあっても支援メニューがなければ使えませんし、先ほどの保育園情報今のように利用者にとって身近な人たちで情報が届いていないということもありますし、そもそも量が足りていなければ、利用者にとって意味がないと思います。そういった意味で、利用者支援事業の設置目標もまだまだでございますし、一時預かり事業、先ほど尾崎知事より2人目の出産が少なくなってきたという話がありましたけれども、2人目を産むとき上の子をどうするのか、預け先がないということや、2人目が上の子と同じ保育園に入れるのだろうかというようなことを考えると、非常にちゅうちょしてしまうなどということがあります。ぜひ、就労に限らない一時預かりの拡充をお願いしたいと思います。

病児保育しかり、ファミリーサポートセンター事業もそうです。保育所がふえている、放課後児童クラブがふえていますので、送迎のニーズも高まっておりますので、そのあたりの拡充についても、ぜひ一緒に推進を進めていただければと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いします。

小塩委員 一橋大学の小塩と申します。

今回から参加させていただきます。

とりあえず3つ申し上げます。第1に、この会議の所管事項は基本的には保育単価の策定がメインになると思うのですが、そういう議論をするときに、子育て支援だけではなく、社会保障や税の全体の議論の中でそういう話をする必要があると思っています。

これからお金のことがいろいろ問題になるかと思うのですが、大ざっぱに申し上げますと、保育で足りないのが4,000億円くらいと言われていますが、例えば公的年金等控除の大幅な圧縮とか、あるいは今回も出ていましたが、児童手当の見直し等々で大体それに近いお金は出てくると思っています。それはこの会議の所管外ということでさわれないのですが、そういう全体像を念頭に置いた上での議論は必要になると思います。それが1つ目です。

第2に、今回、問題を抱えている資料を出していただきました。資料6の財政審の子育て支援の見直しに対する財務省サイドからの提言ですが、数字でがっちりといろいろなことを言っています。我々がディフェンスする場合も、エビデンスに基づいたことを言わないとなかなか太刀打ちできないと思います。数字に基づいた議論をこれからもしていけないといけないなと思います。

第3に、きょうお話を聞いていて、これから子育て支援に大きな役割を果たすものとして、企業主導型の保育事業というものがあると思いました。これは非常に新しい制度ですが、お話を聞いていますと、これから非常に伸びしろがあるように思います。特に企業のイニシアチブが入ることがポイントだと思います。こういう支援をすることによって、女性の雇用が促進され、場合によっては、企業の経営のパフォーマンスが上がるかもしれません。大学でもこういう制度があると、優秀な女性の研究者を採用できる面もあります。ですから、この新しい制度も統計が出てきた段階で検証する必要があるのではないかと思います。

以上、3点申し上げました。

無藤会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の理事の加藤篤彦です。よろしく申し上げます。

今回は内閣府の方に御質問、あるいはお願いをさせていただこうと思っています。3点ございます。

大都市圏ならではの課題というものがきょうもいろいろ出ておりましたけれども、私立の幼稚園は、園の中にさまざまな市区町村の在籍児がいるのが実態でありまして、また、特徴でもあります。一方で、それぞれの市区町村で要求される書式や内容、あるいは書類の提出時期に関しましてもさまざまございまして、市区町村同士では書類の統一は隣接

区同士ではなかなか難しいことだと思っています。一時預かり事業なども、私学助成園でも取り組もうと思っても、同じことを抱えてくることになります。そこで、大都市圏の広域調整、整える仕組みという意味で、都道府県のプレゼンスが発揮できるような、市区町村の調整を図るような、何か取り組みや仕組みがつかれないかと思っています。御検討いただければと思います。

2つ目は、新制度における幼児教育の質の向上をどう図っていくのか、それをどう把握していくのかについてです。数の増加の対応については、しなければならないことはわかっていますけれども、同時に子供の最善の利益を求めるということも非常に大事なことです。その中で、幼児教育の質の向上を図るために、それぞれの施設がどのような工夫をされていて、幼児理解をどうしているのか、どのようにして情報を共有しているのか、そういう好事例、よい事例を収集いただき、紹介いただく。また、そのことによって何が課題なのかということも見えてまいりますので、次の32年度からはまた新しい体制でスタートする時期を迎えますので、そういう内容の課題については、どう取り組めばいいのかということについて検討をいただければと思っています。

最後に、そのことにあわせまして、32年度のリスタートを考えますと、これからの1年間でそういうことをきちんと検証していく時期になるのだらうと思います。その検証、制度の見直しに関してのロードマップをまたお示しをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

資料をお出ししておりますので、それに基づいてお話ししたいと思うのですが、その前に、認定こども園協会さんが、小規模保育の全年齢化について、危惧ということや安易な規制緩和などおっしゃったようですけれども、どのようなエビデンスでそういうことをおっしゃっているのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。というのも、スタープロジェクトや、あるいはグラス・スミス曲線などで明らかなように、少人数であることは、子供の学力に対してポジティブな影響を与えます。また、低所得家庭あるいは厳しい環境の子供たちに対して、より密度の高い、あるいはソーシャルワーク的な活動もできるわけなのです。

つい昨日、フランスでは貧困エリアの小学校の5歳、6歳の学級を25人から12人にかえたのです。これはより厳しい環境にある子供たちに対して格差ない対応をするために、そうした配慮をしようということになされているわけです。日本の40人学級からしたら、25人でも非常に豊かだと思うのですが、それに加えてさらに12人になっているということが、フランスの教育格差を何とかしていこうということへのあらわれであるわけです。

同様に、我々の幼児教育においても、より厳しい環境にある子供たちにより丁寧に接す

ることが可能な少人数ということに対して、危惧という言葉で批判をするのであれば、きちんとエビデンスを示していただきたいと強く思います。

さて、そちらは置いておいて、こちらの意見書に基づいてお話しさせていただきたいと思います。

まず、虐待入院ということに関して問題提起させていただきたいと思っております。これは、児童虐待によって親元から引き離された子供たちが、本来であれば児相の一時保護施設や乳児院に行って保護されるということなのですが、そこがいっぱいなために病院に入院し続けてしまっていて、そこで長い間過ごさざるを得ない状況になっているものが、ニュースで出されました。まさに全国で350人を超える子供たちがそういう状況になっていて、虐待入院の日数が1カ月もの長期に及ぶケースも3割あって、最長では9カ月近くも入院を続けていた。体的には問題もないのですけれども、入院を続けざるを得なかったと。

これは、皆さん病院に入院されたことがある方はわかりだと思えますけれども、常にスタッフが横についてくれるわけではないわけです。看護師さんも忙しいので、いろいろやりながらいる。ということは、ベッドの上で一人で寝ている状況になるわけです。小さい乳児や幼児をベッドの上でずっと一人で寝かせる、それが何カ月も続くというのは、この子供たちの心と体の発達のおくれに非常に悪影響を与えてしまうと思います。また、愛着障害などの2次障害も誘発してしまうのではないかと思います。

これに対して、ぜひ厚労省さん、特に家庭福祉課さんなどが積極的に調査し、対応していただきたいと思うのですけれども、今から調査して対応とすると1年半から2年ぐらいかかると思いますので、まずは応急処置的に、せっかく地域型保育で居宅訪問型保育がありますので、そういう状況にあるお子さんのところに1人保育者をつけてあげて、ずっと一緒にいてあげるということができれば、ある程度発達のおくれなどをカバーできるのではなかろうかと思えます。ぜひ居宅訪問型、居宅ではないですけれども、病院をみなし居宅として、そこに寄り添える形にさせていただけないかと思っております。ぜひ御検討ください。

2つ目、保育ソーシャルワーカーというものを置けるようにしていただけたらと思っております。先ほどの虐待の話とも重なりますけれども、虐待数は過去最高値を記録しています。保育園においても、皆さんの保育園や幼児教育の現場でも、その事例、よく見かけるのではないのでしょうか。さらに、グローバル化が進んでいることによって、外国人家庭もふえています。本当に多くの厳しい環境にある親子がいるわけなのです。

保育園でそうしたケースを見つけたときに、児童相談所とか子育て支援センターに通告はして報告するけれども、わかりましたと言って、そこで話が終わって、そこから先どうなっているのかよくわからないみたいな状況になってしまうわけなのです。つまり、うまく親子に寄り添って、あるいは伴走して支援していくことがなかなかしづらい状況になっているわけです。ですから、こうした状況に対して適切にソーシャルワークを行うよう

な、保育ソーシャルワーカーというものを何園かに1人置いて、そして、こうしたより厳しい環境にあったり、より大変な貧困状態あるような方々に寄り添っていくということができないか。

幸い、現在、地域連携コーディネーターという地域住民、クレームを言うような地域住民の方との合意形成をするような役職を置く事業というものを厚労省さんがつくられてやられていますけれども、これを保育ソーシャルワーカーという形に衣がえしていただいて、より子供たちの問題解決に資するような形にモデルチェンジしていただけたら、もっと困っている親子を助けられるのではないかと考えております。小学校にいたらスクールソーシャルワーカーがいて、生まれたときにはこんにち赤ちゃん事業で保健師さんが来てくれるのですけれども、それまでは何らソーシャルワークがない状況になっています。我が国においては、就学前の子供ソーシャルワーカーという人はいませんので、ここの部分の欠落を何らかの形で埋めていくということをご希望していただけたらと考えております。

さらに、今度は小規模保育なのですけれども、現在小規模保育を運営している中で、3歳以降の受け皿の連携施設が必要だということになってはいますが、こちらは3歳以降の連携施設の受け皿を用意できないから、小規模保育はつくりたくないとか言っている自治体もいるわけなのです。非常に本末転倒な状況になっています。連携施設は、そもそも卒園後に決まったところに行けたら安心だねという形で作られたのですけれども、しかし、卒園児家庭がその園に行きたいかどうかは実はわからなくて、ほかのところに行きたいと言われる方も結構いるわけです。そういうわけで、かなり形骸化している制度になっています。よって、これは抜本的に見直していただきたいと思っています。義務規定を外すことも含めて考えていただけたらと考えております。

さらに、先ほど企業主導型の話が出ましたけれども、大変いい仕組みであると思いますが、いろいろ不便なところが多々あります。例えば小規模保育同士ではできる土曜の合同保育も、企業主導型だとなぜかできないということ言われていて、全く意味がわからない状況になっているのです。ですから、こちらを変えていただいて、企業主導型と小規模保育でも合同保育できるようにしていただきたいと思っています。

さらに、この企業主導型、2万人増ということで、大変機動力があって、ふえていっているのは、これは非常に大きな成果かなと思っています。それをうまく活用していただくために、今、企業主導型保育の中に病児保育加算というものがあって、企業主導型保育をつくと病児保育加算が出て、病児保育もできますよとなるのですけれども、この病児保育加算だけ切り出して、企業主導型病児保育というものができるようになれば、より病児保育は広がっていくかなと思います。先ほどおっしゃったように、なかなか病児保育は広がっていかない現実がありますので、病児保育施設単体で広げられるようにしていただきたいと思っています。

なお、この企業主導型保育、とてもいい仕組みであると同時に、非常に困った事態が実は現場では起きています。例えば内閣府の皆さん、4月の保育補助の入金はいつだか御存

じですか。4月に支払われるべき補助が、実はいまだに振り込まれていないのです。普通毎月支払われていく、3カ月に1回でもいいですけれども、いまだに半年たって9月8日現在で支払われていない。これは明らかにおかしくないですか。回っていないと思います。ですから、全体的にはいい制度なのですけれども、細かく見ていくと、かなりまずいことになっている部分もありますので、そこはぜひ育成協会を見てあげると、よりサポートしてあげるといいのではないかと思います。

そして、こういったさまざまな問題について、PDCAを回してきちんと直していくということが必要なのですけれども、7カ月に1回ではPDCAサイクルは回せないと思うのです。ですから、この子ども・子育て会議、このように言える貴重な場をもっとつくり、しっかりバグを直していくようにして、よりよい運用、よりよい制度にしていきたいと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

過去2年間子ども・子育て会議で、一貫して、新制度がスタートしたので、整理できていないことは整理すべきと申し述べてきました。一例を申せば、新制度では、給付認定は満3歳以上と満3歳未満に分けられます。そして、その満3歳の誕生日の前日に支給認定が3号認定から2号認定に市町村に切り替えられます。しかし、3号認定の子どもが2号認定子どもになったとしても、実施的には年度末までは保育を必要とする3号認定子どもとして保育を受けます。ただし、保護者の選択で、満3歳になった時点で、1号認定子どもの申請ができるわけで、認定の選択が広がったことは喜ばしいことだと思います。

ただし、これに関する定義、文言が整理されているか、仕組みが整理されているかというところ、そうではないのではないかと。ことしの3月31日、3つの指針、要領等が告示をされました。その中の保育所では、先ほど秋田先生が乳幼児という一つの文言で語っていましたが、指針では乳児はあくまでも0歳のこと、1歳以上3歳未満児は1、2歳児になります。幼保連携型認定こども園では、乳児は0歳ですが、1、2歳児は満1歳以上満3歳未満となります。先ほど述べたように、満3歳未満か以上で支給認定証明書は変わりますが、保育を必要とするかしないかの認定で利用形態は違う仕組みとなります。保護者の選択で、実質的には保育を必要とするが、保育を必要としない1号認定子どもとして利用可能な仕組みです。

制度としての柔軟性はあると思いますが、指針、要領では、片方は1歳以上3歳未満児、片や満1歳以上満3歳未満。学校では、学級編制は原則として学年の年度当初の同一の満年齢で編制することになっています。ところが、この新制度下の満3歳児入園は、年度当初ではなく、入園した年度途中月から動き始めますので、起算日は年度当初ではありません。幼保連携型認定こども園や幼稚園の満3歳児はわかりませんが、満1歳児という表現は妥当かどうか。もう少し整理をしていただきたい。

実質保育を必要とする子についての整理を、していくことが必要なのではないかと。子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもたちに良質な幼児期の学校教育と保育を提供するとしていたわけで、整理することを始めていただきたい。

また、先ほど資料8で、平成30年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について御説明をいただきました。4年目も5年目もずっと「新制度」という言葉を使い続けるのかどうか。見直してもいいころなのではないかと思えます。

もう一つ質問ですが、文科省からは、改訂された幼稚園教育要領の普及・啓発の予算があるとの説明がありました。内閣府の幼保連携型認定こども園、保育所も普及・啓発の予算はあるという理解でよろしいのかどうか確認したいと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤好美委員、お願いします。

佐藤（好）委員 産経新聞社の佐藤好美です。よろしくお願いします。

長年、医療・福祉・介護など、社会保障を担当してまいりました。私自身は2人の子供を保育園にお世話になって仕事をしてまいりました。しばらく子ども・子育てからは遠ざかっていましたが、アップ・ツー・デートをしながらやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

2つ申し上げたいと思えます。一つは、きょうお示しいただいた資料の中で、資料13の13ページ、私立幼稚園の認定こども園化への移行について、都道府県の差異が非常に大きいことが大変気になりました。もちろん地域によっていろいろな事情があるのは承知しておりますし、移行するかしないかは幼稚園個々の御判断と理解しています。しかし、データでは、特に待機児童の多い都市部での移行が進んでおりません。定員がいっぱいということかもしれませんが、こういった原因があるのかお示しいただけるのであれば、お示しいただきたいと思えます。

今回来年度に向けて、2歳児の受け入れであるとか、預かり保育であるとかの推進をされると聞いています。大変よい取り組みだと思います。私立幼稚園側にとっても容易なことではないと思えますので、何がハードルになっているのか、丁寧に酌み上げていただければと思います。特に医療・介護では、最近地域単位化が言われておりまして、地域のニーズを酌むことが大事なのではないかと言われてきています。ぜひ、地域ニーズについて私立幼稚園の方々が、どのようなニーズがあるのかについて酌んでいただければありがたいと思えます。

もう一つは、企業型保育事業についてです。皆さんが御指摘のとおり、この事業に大変期待するものです。女性の登用にもよい影響があるのではないかと思えます。一方で、働き方改革とセットでしていただけるように、企業にはあれもこれも大変なのですけれども、よろしくお願いします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

塚本委員、お願いします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

まずはこのたびの保育士等の処遇改善、あるいはキャリアアップ研修の制度の構築につきまして、お礼を申し上げたいと思います。特に処遇改善 におきましては、その要件が、現場で保育士等に配分するのが難しいという意見もありますけれども、私たち保育現場ではこの施策、その受け皿拡大を支える保育人材確保あるいは保育の質の向上につながるような運用をさせていただきたいと考えております。

その上で、きょうは資料5でお示しをいただきました子育て安心プランについて、意見と要望を申し上げたいと思います。まず、このプランは御説明いただきましたように、待機児童の解消と女性の就業率を同時に上げていこうということでありますけれども、真に子育ての安心を実現するためには、保育の量的な拡大とともに、保育の質の確保あるいは向上が不可欠でございます。今回、その資料の後に具体的な6つのパッケージが示されてございますけれども、特に2番目の保育の受け皿を支える「保育人材確保」、あるいは4番目の保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」にかかわる内容が不十分だと思えてなりません。それぞれで退職手当共済制度の継続の検討でありますとか、3歳児の職員配置の15対1を引き続き検討、維持、推進と書いていただいておりますけれども、この新制度の0.3兆円超のメニューにも示されておりますような1歳児、あるいは4、5歳児の配置改善には触れられていません。今回このプランを推進していただくに当たりましては、保育人材確保あるいは処遇改善につきましては、給与面だけではなく職員の業務負担の軽減にも取り組みたいと考えてございますので、そのためにも保育の量の拡充だけではなく、職員の配置基準の改善など質の向上にもぜひ御配慮いただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本と申します。よろしく願いいたします。

私からは、人材確保のための教職員の処遇改善について、お願いいたします。子ども・子育て支援新制度により保育所や新制度に移行した幼稚園、認定こども園は、平成27年度、28年度、29年度と毎年大きな処遇改善がなされ、優秀な人材確保という観点から高く評価するとともに、3府省の方々にお礼申し上げます。

しかし、私学助成の幼稚園には、こうした大きな処遇改善の道がなく、処遇改善について、各園の努力に委ねられているわけです。そうした中で、平成29年度予算編成の中で、文部科学省や約半数の都道府県で、私学助成の教員の処遇改善のための予算枠が確保されました。子ども・子育て支援新制度の大きな柱は、教育・保育の質の向上であります。私たち幼稚園の保護者にとっても、質の高い幼児教育の提供は大きな願いであり、そのために、教職員の処遇改善は重要な条件と考えます。ぜひとも来年度は全国の全ての都道府県

で、私学助成園の教職員への処遇改善が新制度園と同様に実施できますよう、予算の拡大をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

坪井委員、お願いします。

坪井委員 子ども・子育て支援新制度に関して、何点か見直しをお願いをしたいと思います。

第1点は、地域区分のことです。現在の新制度では、市町村が実施主体であることから、市町村の行政の境界による地域区分によって大きな収入の格差が生じています。支出の面では、同一都道府県内では人件費であるとか、保育用品代、施設整備費、光熱費等、経費が隣の市町村とほとんど変わらないにもかかわらず、収入面で大きな差があるということで、不合理ではないかということで、今後の見直しをお願いしたいと思っております。

次に、認定こども園、施設型給付幼稚園、1号児への給食実施加算の話です。認定こども園や幼稚園の1号児に対して、公定価格の中で加算項目として給食実施加算があります。しかし、公定価格の中の利用者負担額を利用者に負担していただいたほかに、実費徴収で給食費を5,000円程度いただいておりますが、それでも、最終的に給食部門で数百万円の赤字になります。1,000万に近い数百万の赤字が計上されます。これはなぜかということ、この公定価格の給食実施加算の中に、パートの調理員1人分ぐらいの金額しか入っていない。せめて給食実施に必要な栄養士とか調理員全員の人件費程度は見るような金額に見直しをしていただきたい。

3番目が、2、3号児の利用定員合算という問題です。旧の認定こども園では1号と3号で別々の単価設定がありまして、いわゆる保育を必要とする3号児部分は、相当高い単価が設定されておりました。しかし、現在の新しい認定こども園制度では2号児と3号児を合算するがために、単価が大幅に下がってしまいます。3号児に対して、かなり人員を多く配置しても単価が下がるということがありますと、3号児の受け入れ自体が消極的になるということで、結果、待機児童が増加してしまうことにもなりかねません。今の2号児と3号児の定員合算でなく、2号児、3号児単独での定員設定ということも御検討いただきたいと思っております。

我々私立幼稚園の中には個人立幼稚園というものがありました。新制度の27年4月に移行するときは、個人立幼稚園も法人ではないのですが、確認を受けることができましたが、実はその時点で情報不足等もありまして、かなりたくさんの個人立幼稚園が個人立のまま残されております。そうした新制度に移行しようと思うところが移行できるように、見直しの機会にもう一度個人立幼稚園が確認を受けられるようにぜひお願いしたいということがあります。

最後に、これも見直しでもありませんが、きょうの資料にもございます幼稚園における

2歳児の受け入れの話でございます。政府がことし6月に発表しました子育て安心プランの中で、2歳児の待機児童解消に幼稚園を活用したいという内容が盛り込まれました。幼稚園としましても、家庭での1対1の育ちから幼稚園等での集団での育ちに向けて、この2歳児の部分は非常に幼児が育つ上でも大事なものだと思っております。現在、全国の幼稚園では、2歳児教室とか2歳児の親子登園など、積極的に取り組んでおります。そして、全国の多くの幼稚園が、国の待機児童解消に協力すべく前向きに捉えています。そのためにも、私立幼稚園が取り組みやすい状況、例えば開設日数とか開設時間、対象者を余り限定しないとか、職員配置など、いろいろなことが考えられますけれども、柔軟な制度づくり及び運用をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

中川委員、お願いします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川と申します。

放課後児童クラブと児童館の現場において施設長業務に従事しております。つきましては、放課後児童クラブと児童館について発言をさせていただきたいと思っております。

まず、放課後児童クラブにつきましては、平成28年の実施状況を見ますと、登録児童数は全国で109万3,000人という数字が出ております。平成27年度で初めて登録児童数が100万人を突破いたしました。その後も増加の一途をたどっていることが、ここで見てとれるのかなと思っております。ちなみに前年比で6万8,000人を超える増加となっております。ますますニーズが増大していることが読み取れるだろうと思っております。

一方で、利用できなかった子供さん、待機児童の数につきましては、依然として減少することなく1万7,200名余りの数を数えております。こうした増大する放課後児童クラブのニーズに対しましては、施設設備の整備やあるいは、事業そのものの質の向上、これはもちろんでございますけれども、とりわけ私ども現場として、喫緊の課題として考えておりますのが、職員の確保と定着でございます。

そんな中、本日の資料の中でもございましたけれども、28年度に実施をしていただきました放課後児童クラブに係る実態調査、これは職員の給与の状況等、現場の状況についてももしっかり把握していただいたものと思っております。また、後ほどお時間がおありになったら、この資料9-3の放課後児童クラブの実態調査、ちなみに3ページ目で、放課後児童クラブに従事する職員の1人当たりの年間給与が平均勤続年数8.3年で270万3,000円となっております。これは他業種に比べましても、また同種の福祉事業に携わる職員の中におきましても、低い状況にあるのではないかと認識をいたしております。

しかし、こうした実態を把握していただく中、平成29年度には放課後児童支援員のキャリアアップ、処遇改善事業の創設をしていただいております。このキャリアアップ、処遇改善の事業につきましては、放課後児童クラブにとっては今までにない仕組みの導入でございます。職員処遇の改善に大きく寄与するのではないかと、現場の施設関係者、職員

一同、大変喜んでおります。本当にお礼申し上げたいと思っております。

今後国におかれましては、放課後児童クラブの拡充にとって必要不可欠な職員の確保と定着のため、引き続き御高配をいただきますようお願い申し上げます。

次に、児童館なのですけれども、児童館につきましては、なかなか注目をさせていただく機会がないのでございますが、現在厚生労働省の社会保障審議会児童部会に、これは設置されて3年目を迎えるのですけれども、遊びのプログラム等に関する専門委員会、これを設置して頂いております。私も実はこの遊びのプログラム等に関する専門委員会の委員を務めさせていただいております。この中で、今後の地域の児童館のあり方について議論を始めているところでございます。児童館ガイドライン、これは平成23年3月に策定されているのですけれども、この改訂も視野に入れて、今後の児童館の果たす役割、とりわけ子ども食堂や学習支援などの地域における子供の居場所として、児童館がしっかりその機能を果たすべく議論を続けてまいりたいと思っております。どうか子ども・子育て会議の皆様方におかれましても、児童館の今後のあり方についてもぜひとも御注目をいただきたいをお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございます。

蜂谷委員、お願いします。

蜂谷委員

こんにちは。日本商工会議所・東京商工会議所委員の蜂谷と申します。よろしく願いいたします。

私どもは商工会議所ですから、事業主拠出金を拠出させていただいている立場です。先ほど保育や教育の現場を運営・経営されている皆様方の切実な声を伺いました。そういった現場のさまざまな御意見を、ぜひこの会議で酌み取って、適切に実現していただきたいと思っております。事業主拠出金は従業員の皆が頑張っている企業から出ささせていただきます。この拠出金を適切な形で、効果のある形で、現場の皆さんの声を反映した形で、無駄がないようにきちんと使っていただければ、この上ない喜びかと存じます。

また企業主導型保育事業へ、皆さんから期待いただいております。ありがとうございます。その企業主導型保育事業につきましても、企業が負担する事業主拠出金にて運営されているものですので、そのこともあわせて国民の皆様にも広く周知いただきたいと思っております。

そして保育所を開所していきますと、現場で細かい問題などが出てくると思うのですが、現状の対策や効果検証を図り、PDCAサイクルを回して、より効果のある企業主導型保育事業へ進化いただければよいと思っております。企業は人材の確保という観点から企業主導型保育事業を推進する面もありますが、今後、企業が事業主拠出金を出し続けるためにも、企業が存続していかなければいけないと思うのです。グローバル化が進展する中で、企業が存続するためには日本の企業も、また企業で働く人たちも、世界に通用するグローバル人材がきちんと育っていかなければ企業そのものが世界で生き残っていけません。そうすると、

拠出金を負担できなくなってしまう、拠出金で運営されている子ども・子育て関係費用の財源をどこから捻出するのかという話になってしまいます。ですから、長期的なビジョンを考えると、グローバル人材をどう育成していくかということがより重要になっていくと思います。

今回の会議の枠組みから外れてしまうことは承知しておりますが、あえて申し上げますと、このたび小学校で道徳が教科になりますが、いきなり小学校に上がった6歳の子に、今日から道徳が学習項目ですよと言うよりは、道徳教育は家庭からとも言われていますように、生まれてから家庭において、親子や周りのお友達との絆の中で道徳性を育てていくということがまず大切だと思います。

それを考えると、長期的視点からの提言になりますが、現在、保育園と幼稚園と認定こども園がそれぞれ独立した形で、3本立てになっていますが、将来的にはそれらを全て文部科学省の所轄として一本化し、就学前教育或いはプレスクールといった形で、道徳教育も含めてグローバル人材の育成を進めたほうが、シンプルでより効果的なのではないかと思います。そうすることで、グローバル人材が育つ易くなり、日本はさらに世界の中で魅力的で存在感のある国になっていけるのではないかと思います。意見を述べさせていただきます。

無藤会長 ありがとうございます。

東出委員、お願いします。

東出委員 経団連人口問題委員会企画部会長の東出でございます。

配付資料の中から、3点お話しさせていただきたいと思います。まず、資料5の子育て安心プランと資料10の企業主導型保育事業の実施状況につきまして、事業にかかわる拠出金を負担する立場から一言申し上げたいと思います。

企業主導型保育事業は、実施状況にもございますように、全国各地で企業規模を問わず、女性の活躍あるいは従業員の多様な働き方を推進するための職場環境づくりの新たな取り組みといたしまして、企業側にとりましても期待が大きいと認識しております。そこで、整備上限を引き上げたいとの政府からの御提案につきまして、経済界が協力をするという観点から、拠出金負担が新たに増えない、今の拠出額の範囲内、かつ積立金の一部を活用していくということで、受け入れ枠の拡大を受け入れることにいたしました。

ただし、来年度の企業主導型保育事業のあり方につきましては、これまでも本会で申し上げておりますとおり、企業が納得感を持って負担をしていくことができますよう、各事業におきまして、PDCAサイクルを回して実施状況や政策効果などを見える化していただいて、それらを踏まえた上で、予算編成過程で協議を行い、結論を得る必要があると考えております。

次に、資料6から8に関しまして、来年度予算編成等における子ども・子育て分野の財源確保に関する経済界の基本的な考え方を申し上げますと、子ども・子育て支援に必要な財源につきましては、社会全体で支える観点から、まずは社会保障改革を通じて、高齢者

に過度に偏った給付のあり方を見直して、子育て世代へ配分をシフトさせる必要があると考えております。その上で、なお不足する財源につきましては、国民から広く薄く負担を求め、税財源で確保すべきであると考えております。

最後に、資料9 - 1から9 - 3までの経営実態調査について申し上げたいと思います。有効回答率が過半に満たない値の段階ではございますが、PDCAサイクルを回すという観点から、今後さらに多くの回答を得まして、エビデンスを踏まえた分析をしっかりと行っていくべきだと思っております。

子ども・子育て新制度のもとで、各運営主体が健全な運営を行っていくことは、大変好ましいことではありますけれども、税金並びに企業からの拠出金といった公費からの収入で運営をするという側面を鑑みますと、人件費をはじめ、政策目的に基づく公定価格の見直しや加算を十分勘案した支出がなされるべきであり、収支差額が過度に計上される状況は余り好ましくはないかもしれない。適正な収支差が維持できるように努めることが望ましいと、そのように思っております。

直近数年間実施をしてきた処遇改善をはじめとした各種加算を含む公定価格の見直しも適切であったのか、改めて議論をする必要もあるかもしれません。適正化を図るべき点がありますれば、速やかに適正化をしていく必要があると、そのように考えております。

以上、企業の立場から申し上げました。御検討のほどよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会より出させていただいております、京都市の山内と申します。よろしくお願いいたします。

この間、処遇改善、キャリアアップについて施策を実行していただき、本当に現場といたしまして、感謝をいたしております。それについて3点ほど申し上げたいと思います。

今、るる各委員からも意見がありましたように、特に施設の拡大によって、社会のニーズに対応していくという意味では、非常に私たちの仕事としても社会に貢献しているのだというような思いで見えておりますが、量的な拡大が進むにつれて、人的確保の点については、非常に深刻な事態に陥っております。なかなか新規で学校を卒業した方々が現場に入っていない。今、緊急に人が必要になっているときに、派遣の皆さん、パートの皆さんをひっくるめて、現場をようやく回している日々であります。そういう中で、現場の先生たちがどのようなことを思いながら仕事をしているのだろうかということが数字であらわれてきたものがありますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

私の地元であります京都市であります、3,000名近くの保育士の皆さんの仕事に対する意識のアンケートをとりました。約80%の回収率で意見が集まりましたけれども、保育の仕事は社会的に認知されていないと思うという意識を感じている職員が70%を超えております。一方で、保育現場の仕事にやりがいを感じる思いで仕事をしているのは94%に上っています。それから、保育の現場の仕事を長く続けようと思っている、または思っ

てきたという思いで仕事をしてくれているのが87%、保育の仕事は社会的責任がある仕事だと思うと感じているのが99%になっております。今、仕事について満足しているかということについても、80%近くの職員が回答してくれております。いかに現場としての思いは強いかということが、今のアンケートの中にも出てきているかと思えます。

そのような中で、今回処遇改善、キャリアアップについて進めていかなければならないという思いは強く持っておりますが、その中で幾つかこれから一緒に努力をしていきたいという思いがあります。

まず、人材確保についてですが、前回の会議でも発言をさせていただきましたが、経験豊かな保育士が50歳を超え60歳になっても頑張ってくれているという現場にあります。それについて、こども園になったときに保育士免許も幼稚園免許も両方要る。今まで保育士の免許だけで頑張ってきた職員について、50歳を超えて幼稚園免許を取得する状況になってまいりますと、仕事を続けながら幼稚園免許を取るとするのは非常に困難である。そのような中で、もうそろそろやめどきかなと思っておりますという発言があったりします。経験年数の豊かな職員は、本当に保護者にとっても大きな信頼につながっていると思えます。そのような職員がやめざるを得ない状況になってまいりますと、経営する側としても大変な状況に陥ってまいります。人材確保で、今いる職員が仕事をし続けていくためにも、例えばその経験豊かな保育士の資格を持った職員が乳児を担当する。そこに特定をして続けていけるということを考えていただけないかどうか。その辺で特段の配慮をしていただけないかどうかということをご提案させていただきたいと思えます。

先ほどから言っている保育の質の向上について、キャリアアップについては、非常に必要なことだと思っておりますし、現場としても取り組んでいきたいと思っております。例えば今回のキャリアアップについてですが、6分野の専門分野がありまして、そこに1つの分野で15時間の研修が必要となっております。その分野で7年以上の経験を持つ職員についてはサブリーダーとして活躍できるとなっておりますが、4分野必要となりますと、60時間の研修が必要となります。それを、ほかの職員と代替職員にかわってもらって研修を受けに行くというのは、非常に困難な状況にあります。

保育の質を向上するために、研修が必要であるという意識ではあるのですが、現場としてなかなかそれをクリアすることはできにくい。29年度は処遇改善として条件を問わない状況なのですが、30年度からは、処遇改善について、キャリアアップの要件が問われることとなってまいります。例えば私どもの京都市内でいいますと、約5,000名の保育士がいるとします。その中で約3分の1がサブリーダー的な処遇を受けていきますが、3分の1といいますと、1,500名以上の職員がおります。それらの職員が1年で60時間はまず無理です。その4分野を何年でクリアしていったらいいのかというところは、今のところガイドラインの中には示されておられませんのではっきりしておりませんが、そこは現場としてはすごく混乱をし、焦っている部分でもあります。処遇改善とともにキャリアアップを求められる中で、その研修について、どのような形で何年ぐらいをめどにそれをクリアしていった

らいいのかというところをお尋ねしたいところであります。

そのようなことで、非常に質の向上については社会的にも本当に求められているし、私たちの幼児教育、先ほど蜂谷委員がおっしゃいましたけれども、保育所、こども園、幼稚園、それぞれ3つの分野があります。これを将来の日本の子供たちを育てるために、本当にみんながどちらを向いていくのかというあたりも含めて、質の向上を現場の職員としても意識を高めていきたいと思っておりますので、キャリアアップを何年かかけてきちんとした制度として持続していただけるように、これからも特段の御支援をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 新潟県聖籠町長の渡邊でございます。

簡潔に2点だけお願ひ申し上げたいと思ひます。

まず、先ほど説明のありました中の資料8の平成30年度の予算概算要求についてであります。説明のあったとおり、29年度予算プラス事項要求ということで要求されておりますが、このことについては、これまでもこの子ども・子育て会議等の議論を踏まえて各省庁が懸命に予算要求していただいたものであると、まず敬意を表したいと思ひます。

また、子ども・子育て支援新制度に関する予算については、今年度においては0.7兆円確保していただいております、政府の御尽力に感謝を申し上げたいと思ひます。しかし当初予定する1兆円の予算の確保については、まだ届いていないのが現状であります。当初の予定どおり、量の拡充と、いつも言われております質の改善が行えるように、今後も残ります0.3兆円の確保に、消費税の絡みもありますが、全力で御努力いただければありがたいと思ひます。

次に、資料3または資料5で、子育て安心プランについてのお話がありました。中身としては、政府は本年6月に子育て安心プランを策定して、待機児童の解消に必要な保育の受け皿を整備するとともに、保育の人材確保等の支援施策を実施することとされております。その際、かかる費用については、政府の責任のもとで安定財源の確保をしていただきたいと思います。

また、幼児教育・保育の早期無償化等の検討や幼児教育無償化の段階的な推進など、教育費のさらなる負担軽減の取り組みを進めるとなっておりますが、このことに当たっては、国において、地方負担分も含めた安定財源をしっかりと確保していただきたいと思います。

無藤会長 ありがとうございます。

今、4時20分で、あと10分なのですけれども、延長せざるを得ないかもしれませんが、いずれにしても2分以内ということでよろしくお願ひします。

今村委員、お願いします。

今村委員 医療関係団体の代表として、日本医師会から専門委員として参加させていただいて、議論を拝聴いたしました。その中で、日本医師会として直接にかかわる内容は余

りなかったと思っておりますけれども、それはともかくとして、少子化対策を含めた本会議の重要性については、十分理解をいたしました。逼迫する財源の中で、確実にいろいろな予算を確保していただいているということに敬意を表します。ただし、消費税増税を延期して、その増税分を先取りするような形でいろいろな施策が行われていることについては、極めて危惧を持っております。31年10月の増税が再々延期されることのないように、本会議としても強く主張していただきたいと思います。

日本医師会といたしましても、少子化対策については既に公表しているところです。医療的観点を含めた提言で、妊娠、出産、子育てをシームレスに支援する制度の確立を主張させていただいております。本日、個々の政策についての言及はしませんけれども、いろいろな社会保障政策の中で、これまでの支援が、ともすれば救貧対策としてなされてきたということですが、基本的には、こういった諸政策を、所得制限を取り払ったような形で、どのような家庭にもどのような個人にも社会的な支援を届けていくことが重要であろうと思っております。救貧対策からの脱却をお願いしたいと思っております。そして、全ての国民に対し、国が心を配っているというメッセージを届けていただきたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

私は3点をなるべく3分以内にお話しするようにします。まず、待機児童解消のための受け皿対策として、内閣府は資料8の4ページ、厚労省は受け皿対策拡大は資料5にあって、保育士さんの待遇改善に努められているわけでございますけれども、保育の需要を拡大すれば、それに応じて病児保育の病児もふえるわけでございますので、それに相応した保育士対策を病児保育にも行っていただきたいと思います。

実はこの対策は、それぞれすばらしい対策でございますけれども、病児保育に勤務している者は対象にはなっておりません。再三厚労省にもお願いしているわけでございますが、制度上のことで難しいというお答えを得ておるわけでございます。現在保育士は地方から大都市に、病児保育から一般の保育士に流れ始めております。病児保育の保育士確保の対策としても、拡大をぜひお願いしたいと思います。むしろ、病児保育士は医療の面も研修しなければいけない職種でございますので、特別な御配慮をお願いしたいと思います。

第2点は、事故でございます。資料14にありましたが、認可保育園で死亡例が5例、無認可等で7例と、ほぼ人数としては拮抗していますが、実は皆様、既に気づいていらっしゃると思いますが、定員そのものが10倍からすくく差があるわけでございます。頻度的にははるかに認可外の保育施設に多いということが1点と、疾患、事故は軽傷から死亡例に従って、だんだんピラミッド型に少なくなるのが普通でございます。これを見ますと、認可保育園では負傷者が多くて、死亡例が5名の方になっております。無認可に関し

ては、負傷の方が8名で亡くなった方が7名と、極めて常識的に考えて奇異な結果でございます。これはもう少しその原因はどこにあるのか、実際に本当にそうなのか、報告制度がうまく回っていないのかということも含めて、もう一回ぜひ御検討いただきたいと思えます。

第3点ですけれども、これは基本的な考え方でございますが、育児対策は、少子化は子供を育てるのが大変だからということで、育児を支援しようということで始まった制度であると考えております。日本では1990年代から既に30年近く、日本がお手本にしているフィンランドのネウボラでは30年以上になっておりますが、その間、女性が一生の間に産む合計特殊出生率を考えると、日本は1.2から1.4まで、フィンランドにおいては1.5から1.7までのわずか0.2しか、この20年から30年にかけてふえていないわけでございます。

内閣が唱えている希望の数字は1.8でございます。このままいくと、あと何年たったらその希望、しかも日本の人口を維持するためには2を維持しなければいけないのに、そこに到達する見込みはどれだけあるのかを考えると、基本的に育児支援制度をもう少し考えてみようという考えに至るわけでございます。すなわち、多くの施策は政府、行政がやるべきものだと思います。すなわち、子育て世代が子供を育てるとこんなに楽しい、こんなに楽だ、こんなにいいことだからどうして子供を育てないでいられようという気持ちを持たせるような施策ですね。具体的に言えば、子育て世代の税金の軽減とか、育児の費用負担を軽くする。それから、そういったものは国民全体で子育てに対する負担を共有しようということで、みんなで育てる。そういう機運をもたらすことが大変重要だと思います。

一方、ソフト面で言いますと、保育関係、病児保育関係の役割は大きいと思います。病児保育に関しては、病気になった子供を預かって、治るわけです。親は治るたびにたくましくなっていく子供を見て誇らしげに思って、達成感があると思います。保育園から小学校に上がるとほとんど病気をしない健康な子供になることを見ると、それだけの充実感が得られると考えます。

また、愛着形成に関しましても、急に病気のための休暇をとるよりは、むしろ健康なときに計画的に有給休暇をとって健康な子供と一緒に公園で遊んだり、いろいろなところに行ってスキンシップをして、愛着形成を図る。一方、企業にあっては、計画的に休暇をとってもらうので、それに対する対策がとりやすいということで、実は病児保育は子供にとっても親にとっても、そして、企業にとっても得する制度であることを考えると、これは恐らく今後の少子化対策の究極の一つの武器であると考えます。そして、育児、少子化対策、こういった対策を達成することが、実は高齢化社会を救う最大の方法だということは皆さんよく御存じだと思いますので、病児保育もそういった使命のもとに、これからもやっていきます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長の木村でございます。

私も意見書を提出させていただきました。まず、そちらを御参考にとと思いますが、そもそも子ども・子育て支援法は、全ての子供が健やかに成長する良質かつ適切な地域の実情に応じてということで、質と量はワンセットで考えられているものだと思います。

しかしながら、秋田委員からもお話がありましたが、待機児童の解消と、質をどのように確保していくのか。非常に難しい問題を同時にしなくてはいけないというようなところがあるかと思っています。そして、各市町村の中での待機児童をどのように解決するかということで、中間年度の見直しで、2歳児に関して、一時預かりでその部分もカウントしていいというところで対応されるのかと思っています。既に幼稚園型の一時的預かりについては、この黄色のファイルにある112ページに書いてありますけれども、既にできることにはなっているわけですね。でも、これをカウントできるということで、市町村にとってはプラスかとは思っています。

ただ、注意しなければならないのが、全ての幼稚園でカウントできるのかどうか。これは当然待機児童がいる市町村において基準を満たすところではできるところだと思います。加えて、長時間預かり運営支援事業というような、これは事業であって給付ではないという考えだと思いますので、これは市町村から委託を受けた部分で対応するのか。それとも、今、一時預かり事業については私学助成と給付とのダブルスタンダードでいっていますので、今後もこれはダブルスタンダードになっていくのか。その際に、安全とか安心の確保、特に0歳での午睡やプール遊び、食事などでの事故の報告を受けている以上、きちんとした認可基準を満たしているかどうかというのは誰が確認するのかということも、私学助成と公定価格の部分のダブルスタンダードでいくのであれば、しっかりと確認をする場所、担当者が必要になってくるかと思っています。また、国家戦略特区については、御提案いただいたとおりで進めていただければと思っております。

先ほどからキャリアアップの話がありますが、厚生労働省のほうでは、2号、3号の関係についてはガイドラインを示していただきました。ただ、1号に関しては具体的なものはありません。これをほかにやっている団体もしくは免許更新講習で考えると、免許更新講習は30時間になっていますので、15時間で考えると2分野だけという形になります。それ以外はどういったプログラムをされてくるのか、そこを示していただきたいと思っています。なぜならば、認定こども園は1号から3号までいて、翌年には3号の担任、翌年にはひょっとしたら2号の担任ということもありますので、重複できるものについては共通して対応できるとか、そういった御配慮をいただければありがたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

高木委員、お願いします。

高木委員 埼玉県草加市教育委員会教育長の高木でございます。

今、少子高齢化とか、地域社会や家族のあり方の変容など、子供たちの教育を取り巻く

環境が大きく変わって、本当に子供たちの育ちをめぐってさまざまな課題が生じております。そういう中で、私たちは子供たちに知・徳・体のバランスのとれた、いわゆる生きる力をどう育成していくかということで力を注いでいるわけでございます。

そういう中で、例えば草加市では、0歳から義務教育を終了する15歳まで、この期間を連続した育ちの期間として捉えて、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校が連携をして、子供の育ちを、家庭あるいは地域の協力もいただきながら、しっかりと義務教育終了のときに生きる力の基盤をつくっていかうということで取り組んでおります。そういう中で、まさに乳幼児期の保育・教育がいかに大切かということ、この取り組みの中で実感をしているところでございます。今、木村委員さんからもありましたように、全ての子供たちの健やかな成長のためにということを考えてときに、保育・教育の受け皿の拡大、これはどうしても必要でございますが、同時に、その質の維持向上というところもしっかりと捉えて取り組んでいくことが大事であると思っております。

そういう意味では、先ほど来、さまざまな仕組みや予算の確保、人材の育成・確保ということにつきましても、いろいろな取り組みや施策について御説明がありましたので、十分このことを着実に推進していただいて、全ての子供たちの健やかな成長のために引き続き御尽力をいただければ大変ありがたいと、このように考えております。

無藤会長 ありがとうございます。

廣島委員、お願いします。

廣島委員 一般社団法人日本こども育成協議会の廣島でございます。

私ども、今回意見書を提出させていただきましたが、時間もありませんので、簡単にお話をさせていただきたいと思っております。

今回の議題であるところの保育指針の改正ということにつきまして、私どもの協議会は認可外も多く含んでおります。この指針の改正を見せていただきまして、全ての子供という視点から、通う施設等にかかわらず全ての子供たちに目を向けられたということで、大変ありがたく思っております。

その中で、きょうは企業主導型ということで、皆さんからさまざまな御意見が述べられましたけれども、私どもにも多くの企業主導型を営んでいる会員さんが多くいらっしゃいます。特に地方の企業主導型をやっている方々のさまざまな御意見が多く寄せられておまして、そのことについて、今回はまとめさせていただきました。時間等もございませんので、詳細についてはお読みいただければと思っております。

ただ、この制度そのものがまだ間もないということもありまして、大づかみの制度であつたろうと思っておりますが、現場としてはさまざまな形での課題、そして、多くの難問を抱えている。先ほどどなたかからありましたけれども、4月からの運営費がまだ出ていないということもありましたり、現実的な対応については、さまざまなこれからすべき点があるかと思っております。今回は4つほどにまとめさせていただきましたけれども、待機児童の解消という問題もありますが、雇用の確保という視点からも、この企業主導型保育園につ

いてはぜひ力強い御支援をいただきながら、さまざまな課題は一つ一つ乗り越えながら、これからの日本にとって大きな力になるだろうと思いますので、ぜひとも力強い御支援のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育に関係して、2点申し上げさせていただきます。まず資料5、6つの支援パッケージの主な内容の中の2の保育の受け皿拡大を支えるというところですが、保育士の処遇改善については、ありがとうございます。ただ、家庭的保育は保育所などの施設とは違い、家庭的保育者1名と保育補助者数名で保育をしている人がほとんどです。新制度になってからは、少ないですが、家庭的保育にも施設長として運営管理だけをする人もいます。ですが、家庭的保育者の多くは、施設長でもあり、開室から閉室まで一日を通して保育をしている常勤保育者でもあります。自治体によっては、施設長と決めてしまって、キャリアパスも受けられないところもあると聞いています。実情に合わせて判断していただけるように明確に示していただきたいということをお願いします。

次に同じく資料5、6つの支援パッケージの主な内容の中で、1の保育の受け皿の拡大の一つに、家庭的保育の地域コンソーシアムの普及とあります。これは家庭的保育の担い手をふやし普及させるために、安定した体制づくりを検討いただいているものと理解しています。本当に大変ありがたく思っています。ただ、地域によって状況がさまざまです。どのように実施されるのか、詳細はまだわかりませんが、今後の展開を期待しております。

概算要求に家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業と掲載されていますが、これは具体的にはどのようなモデル事業を想定されているのか、教えていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。

武藤委員、お願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

まず、保育の担い手の問題について少し質問をしたいと思います。

1点は、資料9-1、経営実態調査を今やっているということなのですが、8月末で回答締め切りということなのですが、これはいつ公表してどこで検討するのか、わかっていれば教えていただきたいと思っています。

2点は、保育士の人材確保の問題です。待機児解消ができていない自治体とできていない自治体が鮮明に出ているということなのですが、とりわけできていないところに関しての保育士の確保がなかなか難しいということなども出ているようです。このところで、処遇改善だとか、各市区町村で保育士の住宅補助だとか、そのようなことも含めてさ

まざまな取り組みをしているということなのですから、そこで担い手の確保がしっかりできているのかどうかということも、逐次国でデータとして出していきたいと思っています。質問的な意見なのですから、よろしくお願いします。

それから、私たち社会的養護の分野から、最後の資料の中の新しい社会的養育ビジョンのことに、意見を申し上げたいと思います。方向性は非常に理解できるのです。ただ、工程だとか目標数値だとか、これで本当に子供の養育や権利が保障されるのかどうか、非常に異論があるところでもあります。先般も全養協のほうから厚労大臣宛てに意見書を上げさせていただきましたけれども、十分な関係者の意見聴取や反映をしていただきたいと思っております。少数精鋭と言っただけとはいかないかもしれないですけども、そのメンバーでの検討会ということなので、まずはしっかり業界のいろいろな意見も反映したビジョンの今後の展開を図っていただきたいと思っております。

質問なのですから、1点は、このビジョンの今後の進め方、それについて厚労省等々は、どう考えているのかについて御質問したいと思います。

先ほど、予算要求の中で「社会的養護」という言葉を今まで使っていたのですが、今回のビジョンの中で「社会的養育」という言葉を使っていると思うのですが、この文言のことを、今後厚労省としてはどう考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上であります。

無藤会長 ありがとうございます。

新山代理人、お願いいたします。

新山代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会副会長の新山裕之と申します。本日は、会長関美津子の代理として参りました。

3点お話しさせていただきます。まず第1点は、小規模保育における3、4、5歳児の受け入れについてです。小規模保育施設は、特区として3、4、5歳を受け入れることになった場合、その特区の対象となる地域は、特に園舎や園庭の環境の確保に課題がある地域であると思われれます。その中で3、4、5歳児の遊びや生活が十分に保障されるということがなければなりません。広い空間で伸び伸びと体を動かしたり、同年代の友達と協力したり、競い合ったりするような刺激を受ける機会が得られる必要があると思っております。そのような施設や保育内容の質について、ぜひ行政でしっかりと指導や監督をしていただければと思います。

2点目は、幼児教育センターやアドバイザーの配置についてです。国に幼児教育センターができ、さらに各地で幼児教育センターや幼児教育アドバイザーの配置が進んでいることに深く感謝いたします。新制度の施行により、全国各地で幼児教育や保育への社会的な関心がとても高まってきているのを感じております。保育関係者はもとより、行政の方々も、きょうも幾つかの自治体の長の方々がいらしていますけれども、皆さんから幼児教育がとても大事だという声がたくさん聞かれるようになっております。日本の将来に直接つながることだという認識が、社会全体で広がっているように感じております。

そのような流れの中で、3月に幼稚園教育要領等が3本同時改訂されたことが、幼児教育・保育の世界にとっては画期的な出来事だったと思っております。これを機会に、日本の教育の根っこである幼児教育や保育がより充実するために、幼児教育センター、幼児教育アドバイザーなどが、全国どの都道府県にも当たり前に存在していくように、さらなる拡充が進みますように強く希望するところであります。

3点目は、幼稚園における2歳児の受け入れについてです。幼稚園で2歳児を受け入れる際には、3、4、5歳児とは大きく異なる2歳児の育ちと、それに応じた保育と適切な環境を用意することが重要であると思っております。我々国公幼でもこども園が大分増えてきて、実践が充実しているところであります。3、4、5歳の幼児教育において長年培ってきた実践と研究を基に、0、1、2歳までの保育についても、2歳児の保育についても、各地ですぐれた実践や研究も進んでおります。幼稚園で2歳児を受け入れる際には、我々のこども園での知見などを提供し、協力することもできると思っております。待機児対策として2歳児を保育するのであれば、その2歳児の保育に、育ちにふさわしい、それに応じた環境をしっかりと用意し、2歳児のよりよい育ちを確実に確保できるような配慮ができるように強く希望するところであります。

以上です。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

重富代理人、お願いします。

重富代理人 安永委員の代理で出席をしております、連合の重富と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からも何点か御意見と御質問を申し上げたいと思っております。

まず、資料3、基本指針の改正案につきましては、資料11にもありますとおり、25歳から44歳の女性の方の就業率は年々増加しているということがございます。連合に加盟をいたします流通サービス産業の組合員からも、シフト勤務ですとか土日勤務というものが一般的となっており、延長保育や休日保育の充実を求める声も多く上がっております。

また、今後労働力人口の減少などの影響もありまして、女性の就業率はさらに上昇していくだろうということが想定されております。男女がともに働き続けるためには、より多くのニーズに応えることが求められてくるだろうと思われます。例えば24時間対応の夜間保育ですとか休日保育といったことについても、そうしたニーズを踏まえた上で、さらなる充実を図っていくべきだろうと思っております。

あわせて、こうした待機児童の状況ですとか、これからのニーズの多様化ということをお考えすると、現状の施設型給付におきます認定こども園、幼稚園、保育所という類型、あるいは、それに加えて企業主導型の保育というような類型のままでは本当はいいのかということをお考えるべき時期に来ているのではないかと考えております。資料3にも幼稚園における預かり保育の充実と記載されておまして、これは非常に重要なことだと考えておりますけれども、こうした類型が分かれていることによる課題はないのかどうかというこ

とも含めて、質を確保した統一した子どもへの教育・保育サービスのあり方ということも議論する必要があるだろうと思っております。

次に、資料4になります。これも何人かの委員の方から御意見があったところですが、特区内の小規模保育施設における3歳以上児の受け入れということで、3歳から5歳という年齢におきましては、いわゆる認知能力などの学力に加えまして、生活ですとか遊びといったものを通じた社会性、共同性など非認知能力を獲得することも非常に重要であろうと思っております。そうした子どもたちの育ちの質をどのように確保するのかが極めて重要だと思っております。今回の主な運営基準の改定ということで、事業主が発達の過程等に応じた適切な支援ということ、あるいは、総合的、教育的な活動が促されるような配慮を報告するということが記載されておりますけれども、具体的にどのような支援あるいは配慮というものを指されているのかということについて教えていただきたいと思っております。

次に、資料7になります。経済財政運営と改革の基本方針のところになります。現在、子ども・子育て支援において、いかに安定的な財源を確保するのかが極めて重要な課題だと認識しております。その上で、まずは社会保障と税の一体改革で確認をされているにもかかわらず、政府として二度にわたり4年間も延期をしている消費税率の10%への引き上げについて、責任を持って実行することがこうした議論の前提になるものと考えております。

加えまして、現在の子ども・子育て支援を取り巻く課題は、質の高い保育サービスのための人材確保対策と保育の受け皿整備だと思っておりますので、まず優先させるべきは保育サービスの提供体制の拡充だと考えております。

また、財源につきましても、税による財源確保を基本とした上で、それぞれの制度の特性を踏まえつつ、実現可能性を検討していくべきではないかと考えております。

最後に、資料15-1の新しい社会的養育ビジョンになります。子どもの最善の利益という観点から、家庭と同様の養育環境ということや理念については理解ができるところであります。その上で、この資料の中には、就学前の子どもは原則として施設への新規措置入所を停止するとされておりますし、里親の委託率についても75%以上を実現するとされております。ここまでドラスチックな変革を実行することになりますと、理念だけではなくて、里親の養成などをどのように実現させていくのか、ヒト・モノ・カネの実現に向けた道筋をどのようにつけるのかが重要になると思っております。急激な変革によって子どもたちにとって不利益が生じるなど混乱を招かないように、目標数値ありきではなく、丁寧に進めていただきたいということを御意見として申し上げたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

久保代理人、お願いします。

久保代理人 日本助産師会の久保と申します。

私の立場から言いますと、皆さん、保育等に専門にかかわられている方たちの意見とは全く違っていて、子育てもそうですけれども、妊娠、出産、育児というところの立場で助産師としてかかわらせていただいております。子育てや女性の健康に関する相談事業といたしまして、全国子育て女性健康支援センターというところを47都道府県に設けておりまして、さまざまな子育てに関する相談事に対処させていただいたりなどしております。全ての女性に、生涯を通してさまざまな問題にかかわって改善できるような健康増進へのかわりや支援ができればということなんです。早目に妊娠しないと子供ができないということを知らないまま一生懸命働かれて、子供が欲しくてとなったときに不妊治療を受けてという形の流れになるときに、妊娠の時期は、必要な知識としてちゃんと女性は持っておいてほしいということで、種まきプロジェクトということで、思春期から女性に向けてこのような適切な妊娠の時期があるということを知り得るような働きかけをいただいております。

あとは晩婚、晩産ということで、ハイリスクの妊産婦さんたちはいろいろな悩みを抱えながら、また妊娠、出産が安全・安心にできるということを目指されて、そのところに寄り添いながら、異常にならないようなケアということも私どもの目指しているところです。核家族の中で子育てをしていくというのはすごく大変な状況にありまして、産後鬱や虐待というところに移行してしまう可能性もありますので、地域の中でできるだけ女性、子育てに寄り添いながら、私たちが現場で支えていけるような、そんなきめ細やかなケアを行っていききたいなということが私どもの目指しているところであります。

保育、子育てというところの専門家の皆様から、関係省庁の制度の改正に伴って、いろいろな知識を本日聞かせていただきましたが、私どももその中の課題に目を向けながら、また、楽しく子育て、生き生き子育てできるような環境に取り組んでまいりたいと思っております。

本日はありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、大分時間は過ぎているのですが、御質問がいろいろありましたので、それぞれにお答えいただければと思います。

西川参事官 内閣府です。

初めに、特区事業につきまして子供への配慮を求めていますけれども、その配慮の内容についてどのように報告を求めていくのか、報告すべき内容は何なのかというお尋ねが複数からございました。これは事業者から市町村を通じて都道府県に報告していただくということでございます。子供への配慮の内容を報告していただいて、これをディスクロージャーということで、報告いただいたものを公表するというところでございますので、その点を御理解いただきたいと思います。ですから、これ自体で何か義務づけるということではなくて、主眼としてはディスクロージャーということでございます。

認定こども園の教育・保育要領の指針につきまして、普及・啓発する予算があるかとい

うことでございますけれども、これは、30年度予算でも普及・啓発する予算はあるということでございます。

現在実施中の取りまとめ作業中の経営実態調査、これについて、いつ取りまとめるのかというお尋ねがございましたけれども、今回は政府統計として実施していることでもございますので、しかるべき対応をする予定でございます。

以上でございます。

異保育課長 保育課長でございます。

先ほど国家戦略特区の小規模の、特に運営基準の具体化の話だと思われるのですが、当然子供の年齢を十分踏まえながら指導計画などを策定して、これに基づいて行うわけです。異年齢で構成されるグループ保育を行うような場合につきましては、例えば3歳以上児と未満児では活動の時間や場所が重ならないようにしたり、あるいは活動の内容に変化をつけたりということ。それと、それぞれの子供の動線とか活動の内容を十分に踏まえて、保育に必要な素材や用具の配置の仕方等を工夫する。あるいは、保育士の体制や役割分担を明確化して、一人一人の子供に適切な保育を提供するような職員配置を行う。そのようなことを考えております。

ほかに、3歳以上児の恒常的な受け入れを行うに当たりましては、その運営全体としては、3歳未満児の食事や午睡の生活が、安定的、衛生的な環境下で保たれる。あるいは、3歳以上児が同年代の子供との交流や遊びを体験できる環境を整えるということで留意していただくということで、我々は通知等で示したいと思っております。小規模はいろいろな設備がありますので、その定量的なことはなかなか難しいわけなのですが、そのような定性的な指導をしていきたいと思っております。

ほかに、コンシェルジュの話がございました。我々は保護者に寄り添う支援は大事だと思っております。29年度からは夜間や休日あるいは出張相談の拡大ということで、これはコンシェルジュも一般型と特定型というものがございますけれども、それぞれ拡大しているところでございますので、保護者の支援は引き続き重要視していきたいと思っております。

質の確保あるいは人材の確保ということで、今回特に問題になるのは、来年度、これから女性の就業がふえて待機児童が解消するということで、機械的な計算ですけれども、公費ベースで1,000億ぐらいの量的拡充は必要になってくることになっているわけでございます。ただ、当然0.3兆超の質の確保につきましては、最大限財源の確保に努力するということになっております。そこは我々も量的拡充と質の確保、先ほどの6つの支援のパッケージの中でも車の両輪だと位置づけているのはそういう趣旨でございますので、なかなか財源は来年厳しゅうございますけれども、引き続き努力していきたいと思っております。

駒崎委員からいろいろ御指摘がありましたけれども、まず例の保育ソーシャルワーカーの話なのですが、我々としても、当然保育所でのソーシャルワーカー的機能は大事だとは

思っております。ただ、地域連携コーディネーターというのは、先ほど言われましたように、地域住民の合意形成の話、あるいは3歳児の保育園の接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施ということになっていきます。恐らくソーシャルワーカーというのは社会福祉士とか、そういう専門家の配置ということを念頭に置かれていると思えますけれども、今の保育指針におきましては、市町村や関係機関との連携をすることになっておきまして、なかなか財源的には今の段階では難しいということになっております。ただ、ソーシャル機能の重要性はますます問題になっていることは認識しているところでございます。

連携施設の確保につきましては、これは御存じのとおり3歳の壁の問題があって、卒園後の受け皿だけではなくて、保育の内容の支援や代替保育の提供ということで、その保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みということで考えております。そういったことから、なかなか連携施設の設置義務の解除は難しいところでございます。

一方で、経過措置として、平成31年度末までは連携施設の確保については要件としていないところでございますけれども、我々も経過措置中に連携施設の確保が円滑になされるように、市町村がみずから連携施設のコーディネートを行うということで通知等を出していたり、あるいは連携施設の設置に効果を上げた好事例などの周知、事業者の懇談の場の設置等の対応を求める通知の発出、そういうような積極的な関与を市町村に求めているところです。そこは市町村によってそういうことがないというようなことのないように、我々も引き続き指導していきたいと思っております。

居宅訪問の話ですけれども、これはこの間議論がありました。基本的には障害児等の乳幼児のうちで、集団保育は困難で個別のケアが必要と考える児童、あるいは、ひとり親家庭で夜間の宿直勤務があるような場合につきまして、例外的に認めているということがございます。この居宅訪問につきましては、単価も高いという問題もございますので、1対1の配置基準にしているわけですけれども、そういったことで、今の段階では居宅に限られるということで解釈しているところでございます。

駒崎委員 虐待入院への対応はどうか。単価が高いから虐待をされている子が病院で放置されてもいいということではないですね。

成松家庭福祉課長 家庭福祉課長でございます。

おっしゃるように、適切な受け入れ先がないということで、病院への一時保護委託というものがいたずらに長くなるのは望ましくないと考えています。医療的ケアが行われた後は、速やかに適切な生活の場のほうにおける専門的な支援につなげていくということが非常に大事だと考えております。

厚生労働省においては、その旨を8月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議で、そういうことが望ましくないということを周知させていただいたところが1点でございます。また、一時保護委託が病院で行われているケースについては、実態を把握した上で、さらなる対応を検討したいと思っております。

御提案の居宅訪問型については、障害児や小児慢性疾患に罹患している乳児のうち、集団保育が著しく困難で個別のケアが必要と考える児童の対応、あるいはひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合の対応等、住みなれた居宅において1対1を基本とするきめ細かな対応が必要な方に対する事業として、子ども・子育て支援新制度で位置づけているものでございます。このため、集団保育が原則である中、1対1の職員配置基準とした上で。

駒崎委員 それはもうわかっています。大丈夫です。その基準はもうわかっているのですけれども、今、そういう状況になっていて、一人でベッドの上で寝ているような子供たちに対して、使える制度があるのに放置するのですかという話なので、そうではないのだとしたら、別にどのような制度でもいいのですけれども、何らかの助けるアクションをとらないとだめなのではないですかという提言です。

成松家庭福祉課長 まずは実態を速やかに把握したいと思っています。その上でいろいろな形での対応を考えていきたいと思えます。

巽保育課長 それと、病児保育の話がございましたけれども、これにつきましては、子育て安心プランにおきまして、安定的な運営の観点から補助の仕組みを見直すということで書いておりますので、予算編成過程でそこは検討したいと思っているところでございます。

キャリアアップの処遇改善の研修の話がございました。これにつきましては、当然我々も公定価格上、代替保育士の確保とか、そういったことを言っているわけですが、数年かかるとは思っております。一方、先ほど来出ておりますように、保育士のキャリアアップ、キャリアラダーの仕組みはつくっていかないといけないということもありますので、いずれにしても受講状況をきめ細かく見ていく。都道府県によっても、これは体制が多分違ってくると思えますので、そのあたりをよく見ながら、要件に付していきたいと思っているところでございます。

抜けているところがあるかもしれませんが、以上でございます。

先崎幼児教育課長 文部科学省でございます。

2歳児の幼稚園における新しい預かりの仕組みでございます。御指摘をいただき、ありがとうございます。現在問い合わせが相次いでありまして、できるだけ丁寧に対応して、御説明に回っているところでございます。反応があるというのは大変いいことでございまして、ぜひともこれを幼稚園における待機児童への積極的な参加のきっかけとして、さらに進めていきたいと考えております。

もう一つは、この2歳児預かりの新しい仕組みを導入することによって、既に新制度に移っているところも、あるいは私学助成園として残っているところにおいても、新制度に対する関心、理解を深めていただく。さらには、それを移行につなげていくきっかけにしたいと考えて、そういう意味でも説明をさせていただいているところでございますし、制度設計についても、内閣府、厚労省とともに議論を進めているところでございます。

また、地域において移行の偏在化があるという御指摘があったわけでございます。いろ

いろな地域の代表の方からお話を聞かせていただいている、これは私見でございますけれども、思うのは、その地域によって制度の理解に差があるということではないし、また、制度へ移行することの不安に大きな差はないのだろうと思います。そうすると、残るのはその地域における古くからある幼児教育観と申しますか、保育観と申しますか、そういったところにあるのかなと思います。

その一方で、少子化やあるいは経営の苦しさというものはあるわけでございます、幼稚園において素晴らしい教育を行っているのであるならば、それをさらに多くの、言ってしまうと2号、3号にも広げてみませんか、また、それを誇らしい幼児教育として広めていきませんか。そのためにも新制度というものについて関心を持っていただきたい。最終的には事業者の判断になるわけですが、そういったアプローチ、つまり、制度上の理解というだけではなくて、それぞれの教育観に訴えるようなアプローチも文部科学省としてさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

成松家庭福祉課長 引き続き、厚生労働省の家庭福祉課長です。

武藤先生から御質問をいただいた新しい社会的養育ビジョンの進め方の関係でございます。先ほど若干触れさせていただきましたが、今後関係者、施設の方々、あるいは自治体の方々、里親の方々等々とも十分に意見交換をしながら、具体的にどうやって都道府県計画を見直していくのだということを厚生労働省で検討させていただきまして、その上で、年内をめどに各都道府県に見直しの方針というか、そういうものをお示しさせていただければと思っております。

もう一つ、「社会的養護」と「社会的養育」の文言のお話がありました。社会的養護につきましては、従来から何らかの事情で保護者あるいは親御さんと離れて暮らさざるを得ないお子さんの保護や養護に関して使ってきた用語でございます。今回の社会的養育というのは、児童福祉法が平成28年に改正されまして、その第1条の中で、全ての児童は適切に養育されるというような、養育という言葉を使ったということも踏まえて、今回の新しい社会的養育ビジョンというのは、先ほど申し上げた社会的養護の対象の子供だけでなく、家庭で暮らすお子さんも含まれるということ、あるいは胎児というか、胎動とか、おなかの中にいるときからお子さんが自立していくまでが含まれているということで、従来よりも少し広がった概念としてビジョンを有識者の方々に描いていただいたということでございます。ただ、社会的養護という言葉が全くなかったわけではなくて、従来の形で使うことになると思います。

以上でございます。

長田総務課長 申しわけございません。あと1点だけ、多数の委員の皆様方から、妊娠期あるいは出産期における集中的な支援でございますとか、子育て期に至る切れ目ない支援について御指摘をいただいたところでございます。私どもとしても、その点については非常に大事な点だと考えておりました、今回の予算要求の資料上は保育中心で準備させて

いただきましたので、その記載が漏れて恐縮でございますけれども、子育て世代包括支援センターの全国展開でございますとか、特に産後直後の鬱などに対応した産婦健診の充実など、210億円の概算要求をさせていただいていることを申し添えさせていただければと思います。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、質問には最小限ですけれども、お答えいただきましたので、大分長引いて恐縮でございますが、きょうはここまでということで、第31回「子ども・子育て会議」を終了させていただきます。

お疲れさまでした。